

薩摩川内市障害者計画

(第4期)

(令和6年度～令和10年度)



令和6年3月

鹿児島県 薩摩川内市

はじめに

本市では、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした「薩摩川内市障害者計画（第3期）」を平成31年3月に策定いたしました。

この計画の期間中、国においては「障害者差別解消法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の改正をはじめ、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行など、様々な法整備が進められました。



本市においても、障害の有無にかかわらず、全ての市民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、令和4年の「薩摩川内市手話言語等コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する条例」の制定をはじめ、様々な取組を進めてまいりました。

このたび、こうした国の動向やこれまでの取組の成果など、障害を取り巻く状況の変化を踏まえ「薩摩川内市障害者計画（第4期）」を策定いたしました。

今回の計画においても、第3期計画の基本理念を継承し、障害者やその御家族も含め、全ての市民が、互いに支え合いながら、自らの意思により、安心して真に豊かな暮らしを送ることができるよう、様々な施策を着実に展開して参りたいと考えておりますので、市民の皆様、関係機関・団体の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、今回の計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました、策定委員会委員をはじめとする有識者の方々や、市民の皆様、アンケート調査に御協力いただいた方々など、関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

薩摩川内市長 田中 良二

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	4
4 計画の期間	4
5 計画策定に向けた取組	5
(1) 薩摩川内市障害者計画策定委員会等	5
(2) 市民へのアンケート調査	6
(3) パブリックコメントの実施	6
第2章 本市の現状と課題	7
第1節 本市の現状	7
1 人口の推移	7
2 障害者手帳所持者数の推移	8
(1) 総数	9
(2) 身体障害者	11
(3) 知的障害者	14
(4) 精神障害者	15
3 障害のある児童・生徒の状況	16
4 各種手当の支給状況	17
5 障害福祉施策にかかる事業費の推移	17
6 障害福祉サービス等の提供事業所数	19
第2節 現行施策の満足度と今後の取組度からみた課題	21
第3節 薩摩川内市障害者自立支援協議会	22
1 薩摩川内市障害者自立支援協議会の概要	22
2 薩摩川内市障害者自立支援協議会専門部会の概要	23
3 薩摩川内市障害者自立支援協議会専門部会における課題	23
第3章 計画の基本理念	26
第4章 施策の展開	27
第1節 施策の体系図	27
第2節 施策の展開	28
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	28

2	安全・安心な生活環境の整備	32
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	38
4	防災、防犯等の推進	42
5	行政等における配慮の充実	47
6	保健・医療の推進	50
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	55
8	教育の振興	61
9	雇用・就業、経済的自立の支援	65
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興	69
第5章 計画の推進体制		72
第1節	計画推進に向けて	72
1	推進体制	72
2	計画の評価・管理	72
資料編		73
1	薩摩川内市障害者計画策定委員会設置要綱	73
2	第4期薩摩川内市障害者計画策定委員会委員名簿	75

第1章 計画の概要

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成23年に障害のある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等が進められ、平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

近年では「障害者文化芸術推進法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

一方で、令和5年度には共生社会の実現に向けた障害者の主体的な社会参加、これを制約する社会的障壁の除去等を基本理念とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しています。

県においても、令和5年度から令和9年度を対象期間とする「鹿児島県障害者計画（第5次）」を策定し、「障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり」を目指し「地域社会における共生等」や「障害者差別の禁止」を基本的な方針に掲げ、各種障害者施策を推進するものとしています。

本市では、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの考え方に基づき、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会の実現を目指して、平成18年4月「薩摩川内市障害者計画（第1期）」を策定し、これまで障害者施策の推進に向けた取組を行ってきました。

この度、令和5年度をもって第3期薩摩川内市障害者計画の期間が終了することから、これまでの施策の実施状況や障害のある人を取り巻く環境の変化等を考慮した上で、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、新たな「第4期薩摩川内市障害者計画」を策定します。

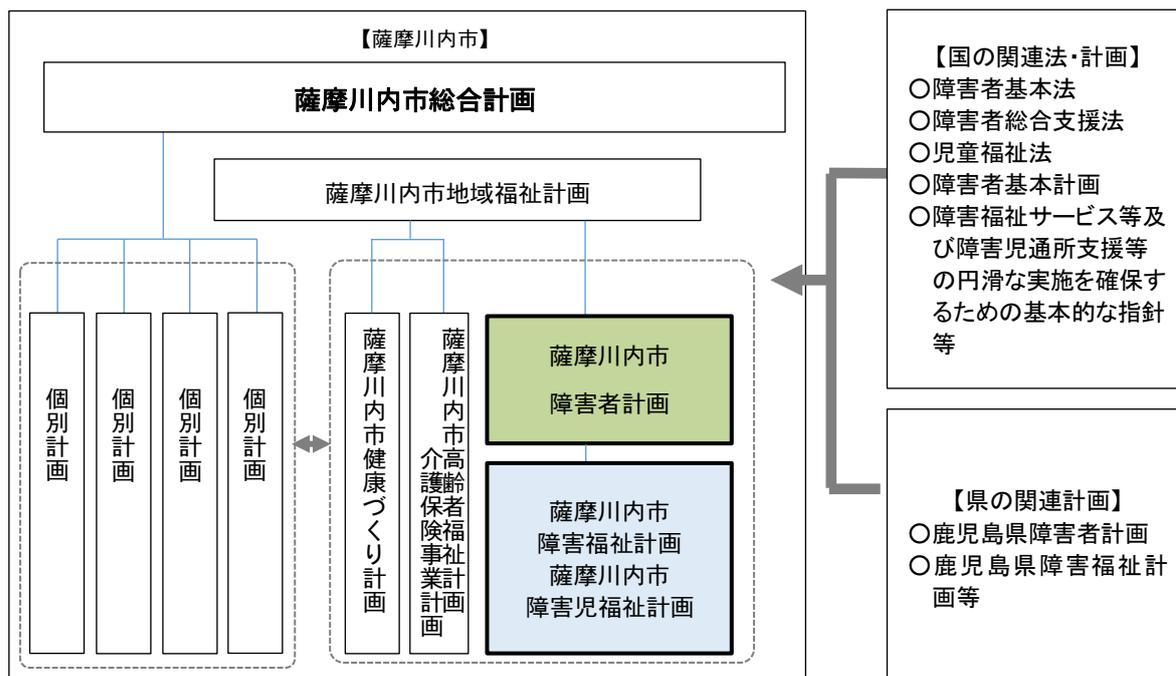
障害者制度改革推進の動向

平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 (精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援等) ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布 ●第1期障害者計画・障害福祉計画策定(3月)
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法の改正(障害児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる) ○重点施策実施5か年計画(後期)の策定 (平成24(2012)年度までの障害福祉施策の基本的方向として重点的に取り組む事項) ○障害者権利条約への署名 (国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための国際条約)
平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の改正(障害児に対する福祉施策が、児童福祉法に位置づけられる)
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期障害福祉計画策定(3月)
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ○整備法の成立 (利用者負担を応能負担へ、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用時の助成、重度視覚障害者の移動支援個別給付化等)
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止法の成立 (福祉施設従事者等、養護者・職場の雇用主や経営担当者など使用者等による虐待禁止) ○改正障害者基本法の成立 (地域社会での生活の選択、障害のない子と共に教育を受ける権利)
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の制定 (障害者定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等) ○障害者虐待防止法の施行(障害者虐待の防止、障害者(児)の権利擁護) ●第3期障害福祉計画策定(3月)
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の制定(障害を理由とする差別の解消)
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正精神保健福祉法の施行(病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化) ○障害者権利条約の批准 ●第2期障害者計画策定(3月)
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4期障害福祉計画策定(3月)
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の施行(障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進) ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立(*平成30年4月施行) ○発達障害者支援法改正(ライフステージを通じた切れ目のない身近で受けられる支援)
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定(3月)
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ●第3期障害者計画策定(3月) ○読書バリアフリー法の施行 ○欠格条項削除一括法の施行
令和3年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ●第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定(3月) ○医療的ケア児支援法の施行
令和4年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

2 計画の位置付け

計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、「鹿児島県障害者計画」や、本市における「総合計画」「地域福祉計画」等との整合性を図ります。

本計画は、他計画と一体的、横断的に推進し、障害者（児）に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものとして策定します。



■薩摩川内市障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

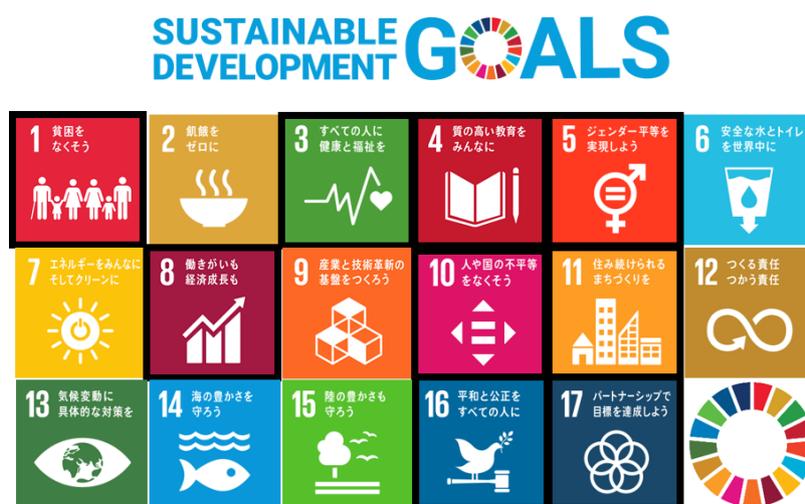
■薩摩川内市障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく本市の「障害福祉計画」、また、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく本市の「障害児福祉計画」であり、障害者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

平成 27 年の国連サミットで採択された「SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」の下、SDGs の理念に沿った取組を推進していきます。



4 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の計画とします。

年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
薩摩川内市		第2期障害者計画					第3期障害者計画					第4期障害者計画				
			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画					
県	県障害者計画(第3次)					県障害者計画(第4次)					県障害者計画(第5次)					
国	障害者基本計画(第3次)					障害者基本計画(第4次)					障害者基本計画(第5次)					

5 計画策定に向けた取組

(1) 薩摩川内市障害者計画策定委員会等

本市では、障害者計画等の策定に当たり、「薩摩川内市障害者計画策定委員会」、「薩摩川内市障害者自立支援協議会」を開催し、有識者の意見を反映した計画の策定を行いました。

【薩摩川内市障害者計画策定委員会】

	開催日	協議の内容
第1回	令和5年8月2日(水)	(1) 計画の概要について (2) 障害者等を取り巻く現状について (3) 計画骨子について
第2回	令和5年10月31日(火)	(1) 前回協議結果について (2) 計画素案について (3) 成果目標に対する目標値の設定について (4) パブリックコメントの実施について
第3回	令和6年1月31日(水)	(1) 前回協議結果について (2) パブリックコメントの結果について (3) 計画案の承認について

【薩摩川内市障害者自立支援協議会】

	開催日	協議の内容
第1回	令和5年6月5日(月)	(1) 前期計画の振り返り
第2回	令和5年10月23日(月)	(1) 前回協議結果について (2) 計画素案について (3) 成果目標に対する目標値の設定について (4) パブリックコメントの実施について
第3回	令和6年2月5日(月)	(1) 前回協議結果について (2) パブリックコメントの結果について (3) 計画案の承認について

(2) 市民へのアンケート調査

障害者、障害児の生活実態・意識・意向等を調査・分析し、「薩摩川内市障害者計画等」の策定に向けた基礎情報を得ることを目的として、市内に居住する障害者手帳所持者及び市内の障害福祉サービス事業所、教育・保育施設、障害者団体、地域団体等を対象にアンケート調査を行いました。

	内容			
調査の概要	障害者、障害児を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、市民の声を反映した障害者計画等の策定に向けた基礎情報を得ることを目的に実施			
調査対象者	① 市内に居住する障害者手帳所持者 ② 市内の障害福祉サービス事業所、教育・保育施設、障害者団体、地域団体			
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネット回答			
調査期間	令和5年7月～令和5年8月			
回収状況		配布数	回収数	回収率
	障害者手帳所持者	1,500件	621件	41.1%
	市内の障害福祉サービス事業所、教育・保育施設、障害者団体、地域団体	590件	213件	36.1%

(3) パブリックコメントの実施

薩摩川内市障害者計画策定委員会や薩摩川内市障害者自立支援協議会及び市で検討・作成した計画素案に対して、市民の皆様から意見を募集しました。

第2章 本市の現状と課題

第1節 本市の現状

1 人口の推移

本市の人口は、令和5年度で91,868人と、令和元年度の94,759人と比較して2,891人減少（3.1%減）となっています。

年齢区分別でみると、令和5年度における人口は、15歳未満が12,307人、15～64歳が49,256人、65歳以上が30,305人となっています。

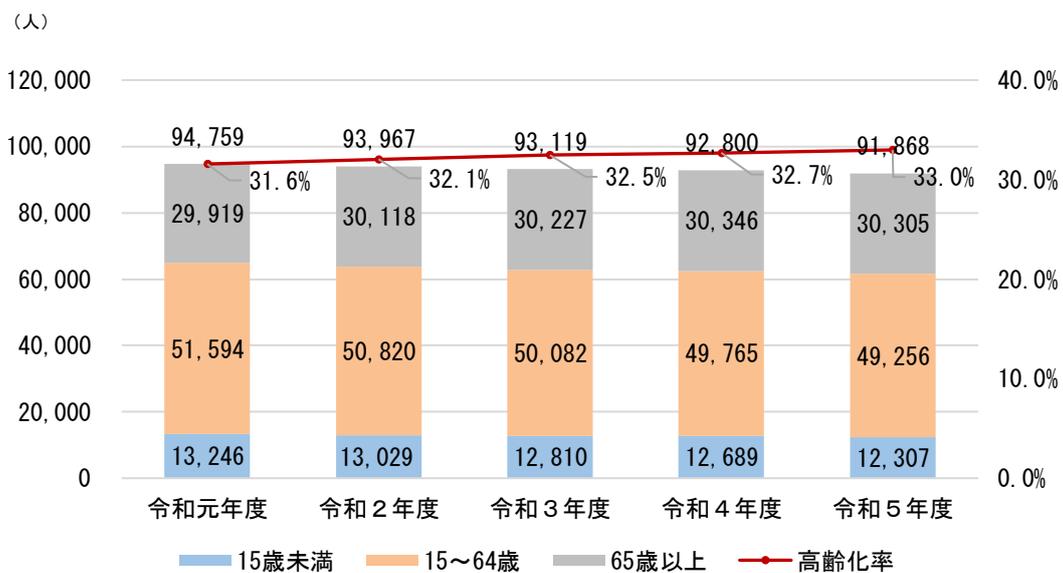
各年の高齢化率は、令和元年度の31.6%から年々上昇し、令和5年度には33.0%となっています。

【図1 人口の推移】

（単位：人、％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	94,759	93,967	93,119	92,800	91,868
15歳未満	13,246	13,029	12,810	12,689	12,307
15～64歳	51,594	50,820	50,082	49,765	49,256
65歳以上	29,919	30,118	30,227	30,346	30,305
高齢化率	31.6%	32.1%	32.5%	32.7%	33.0%

【図2 年齢区分における人口の推移】



（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者数の推移

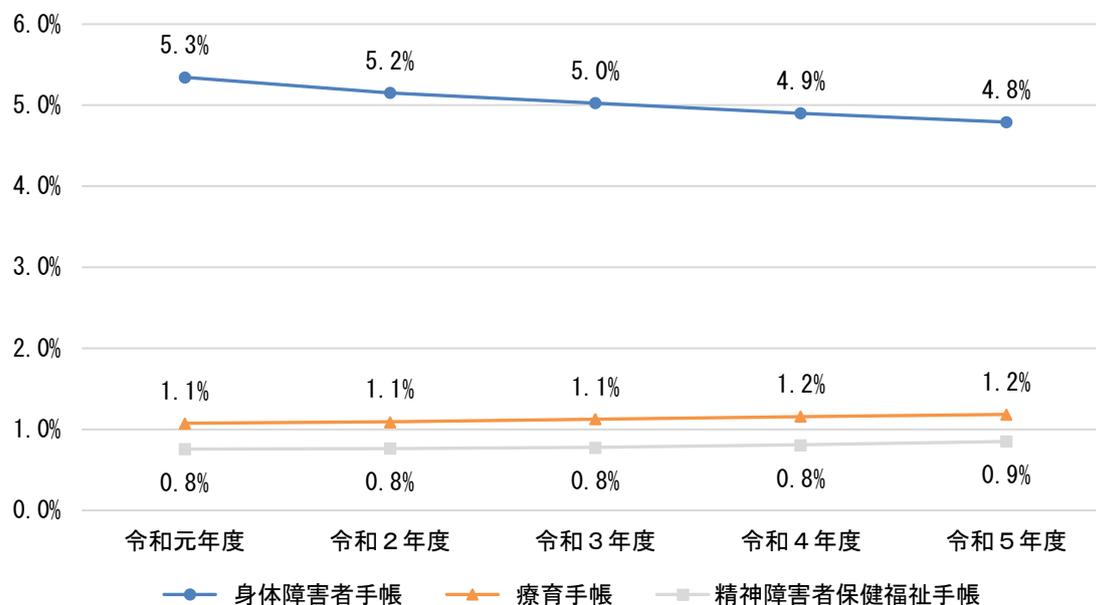
本市の障害者手帳所持者の総数は、令和5年度で6,271人と、年々減少傾向となっており、内訳としては、身体障害者手帳が4,402人、療育手帳が1,088人、精神障害者保健福祉手帳が781人となっています。

総人口に対する割合でみると、令和5年度では、身体障害者手帳が4.8%、療育手帳が1.2%、精神障害者保健福祉手帳が0.9%となっています。

【図3 総人口に占める障害者手帳所持者の推移】 (単位：人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	94,759	93,967	93,119	92,800	91,868
手帳所持者数総数(延べ)	6,800	6,586	6,454	6,373	6,271
身体障害者手帳	5,064	4,841	4,681	4,549	4,402
総人口に対する割合	5.3%	5.2%	5.0%	4.9%	4.8%
療育手帳	1,019	1,027	1,049	1,075	1,088
総人口に対する割合	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%
精神障害者保健福祉手帳	717	718	724	749	781
総人口に対する割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%

【図4 総人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移】



(各年4月1日現在)

(1) 総数

本市の障害者数の推移を手帳所持者数で見ると、令和5年度で6,271人と、令和元年度の6,800人と比較して529人の減少(7.8%減)となっています。

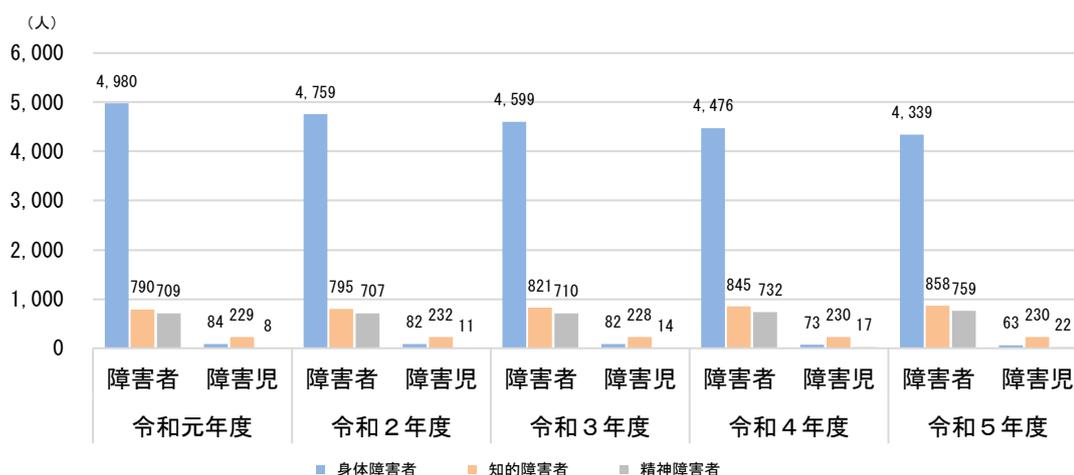
障害別にみると、身体障害者の数が最も多くなっていますが、減少傾向となっています。知的障害者、精神障害者の数は、増加傾向となっています。

【図5 障害者数(種類別)の推移】

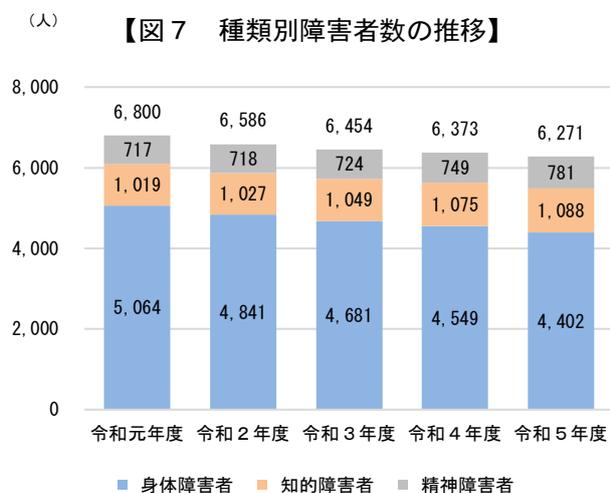
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児								
身体障害者	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63
知的障害者	790	229	795	232	821	228	845	230	858	230
精神障害者	709	8	707	11	710	14	732	17	759	22
合計	6,479	321	6,261	325	6,130	324	6,053	320	5,956	315

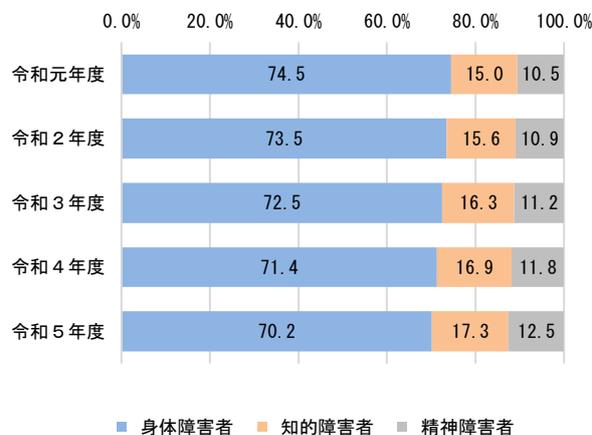
【図6 種類別障害者数の推移】



【図7 種類別障害者数の推移】

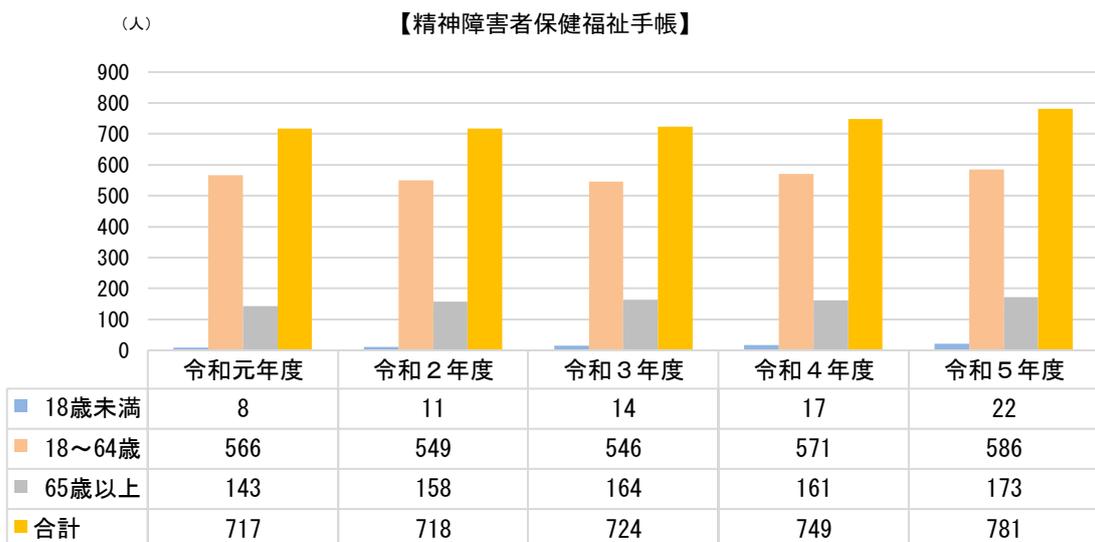
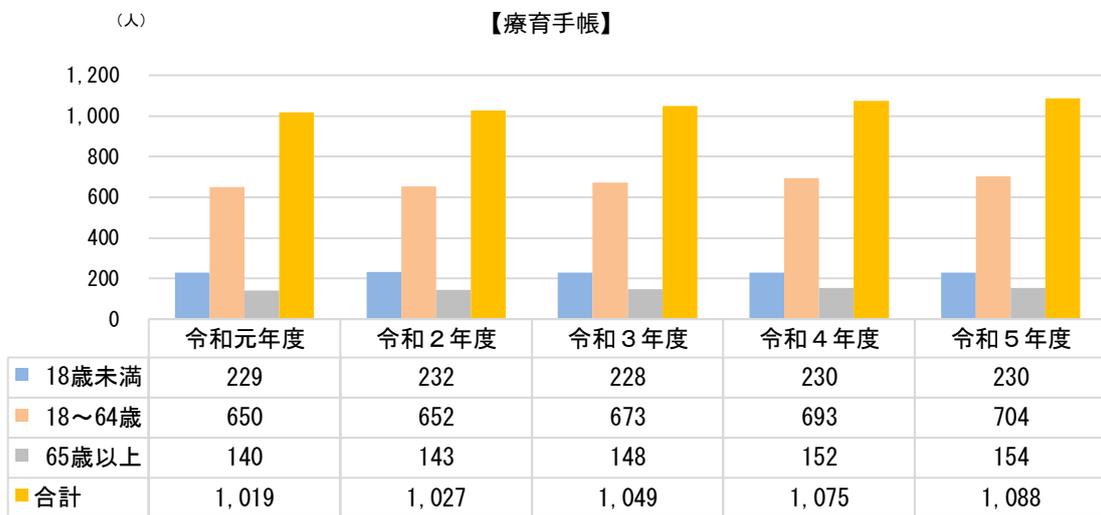
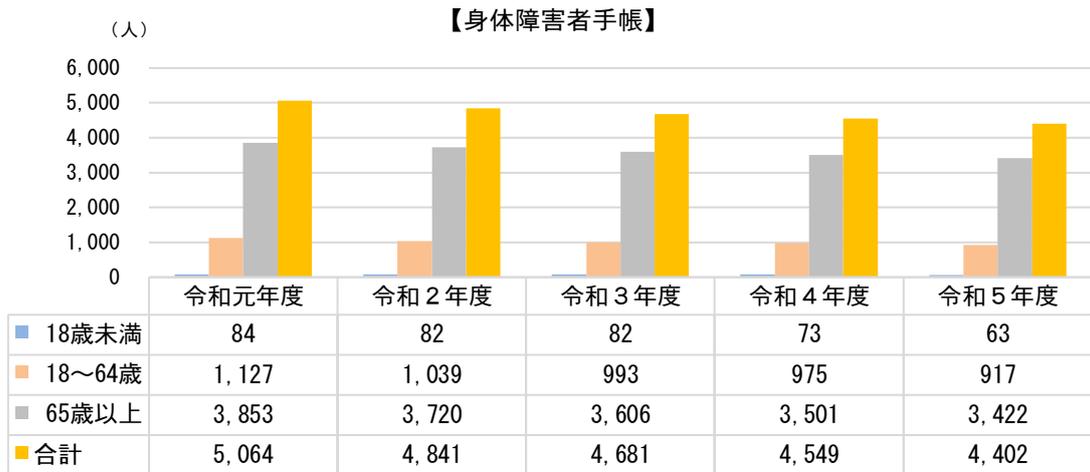


【図8 種類別障害者数(構成比)】



(各年4月1日現在)

【図9 年齢区分別障害者手帳所持者数】



(各年4月1日現在)

(2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年度では4,402人と、令和元年度の5,064人と比較して662人の減少(13.1%減)となっています。

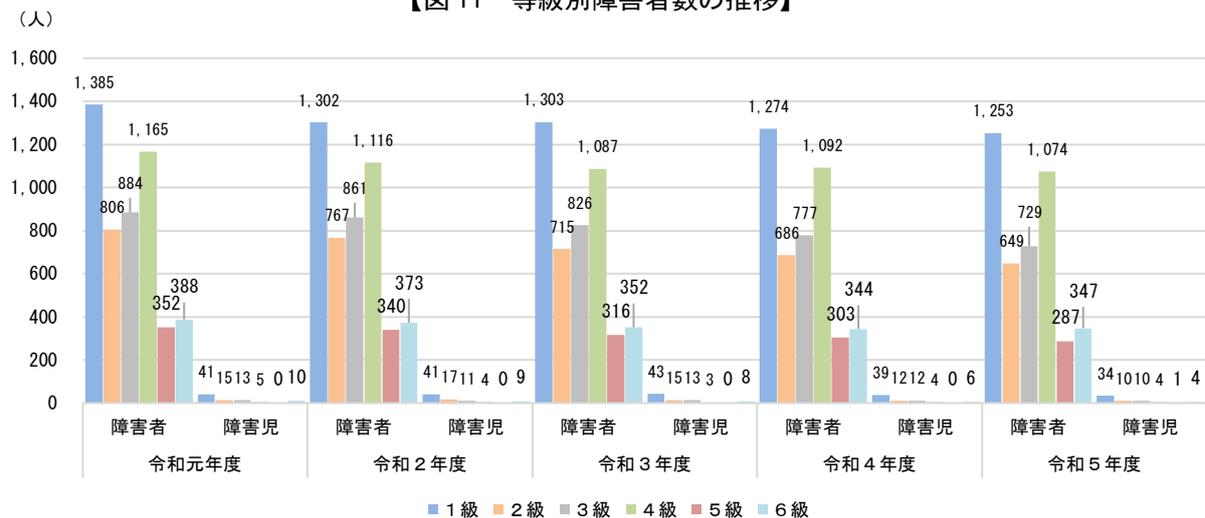
等級別では1級、主たる障害部位別では肢体不自由が最も多くなっています。

【図10 手帳所持者数の推移(等級別)】

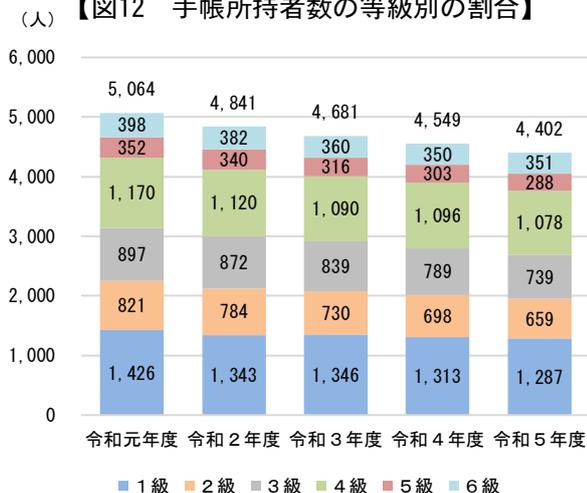
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児								
1級	1,385	41	1,302	41	1,303	43	1,274	39	1,253	34
2級	806	15	767	17	715	15	686	12	649	10
3級	884	13	861	11	826	13	777	12	729	10
4級	1,165	5	1,116	4	1,087	3	1,092	4	1,074	4
5級	352	0	340	0	316	0	303	0	287	1
6級	388	10	373	9	352	8	344	6	347	4
合計	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63

【図11 等級別障害者数の推移】



【図12 手帳所持者数の等級別の割合】



【図13 手帳所持者数の等級別構成比】



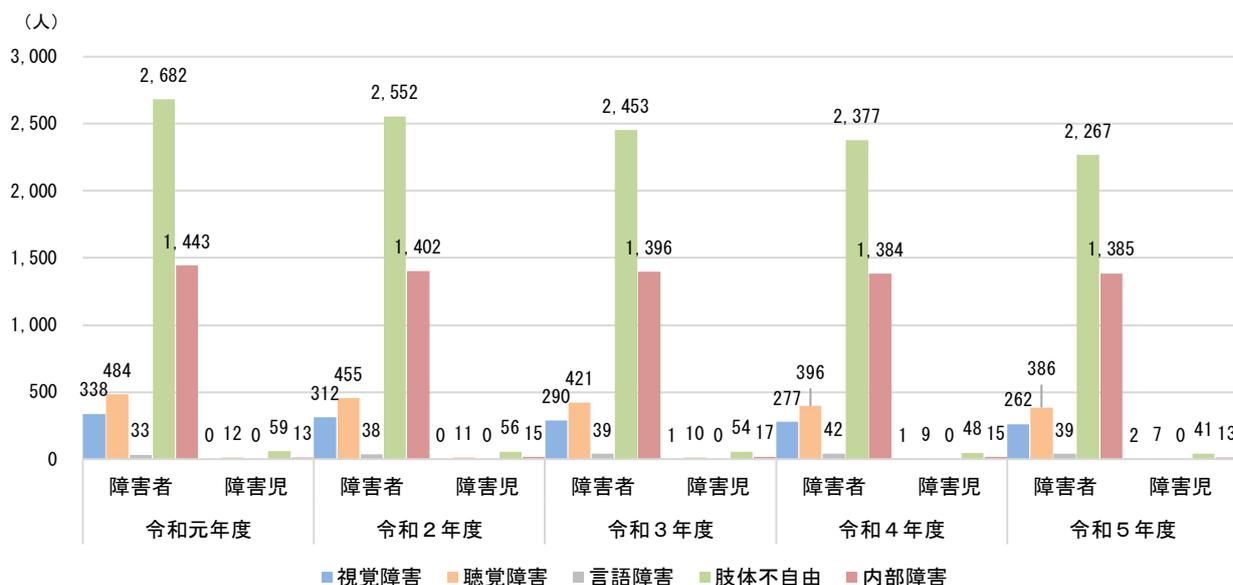
(各年4月1日現在)

【図 14 主たる障害部位別の推移】

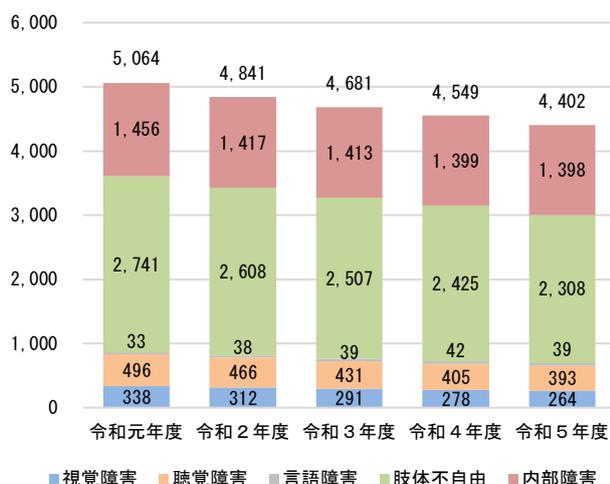
(単位：人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児								
視覚障害	338	0	312	0	290	1	277	1	262	2
聴覚障害	484	12	455	11	421	10	396	9	386	7
言語障害	33	0	38	0	39	0	42	0	39	0
肢体不自由	2,682	59	2,552	56	2,453	54	2,377	48	2,267	41
内部障害	1,443	13	1,402	15	1,396	17	1,384	15	1,385	13
合計	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63

【図 15 障害部位別障害者数の推移】



【図 16 手帳所持者数の障害部位別の割合】



【図 17 手帳所持者数の障害部位別の構成比】



(各年4月1日現在)

【図 18 主たる障害部位別の推移（児・者区分）】

（単位：人、％）

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
視覚障害	児	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	2	0.0
	者	338	6.7	312	6.4	290	6.2	277	6.1	262	6.0
	計	338	6.7	312	6.4	291	6.2	278	6.1	264	6.0
聴覚障害	児	12	0.2	11	0.2	10	0.2	9	0.2	7	0.2
	者	484	9.6	455	9.4	421	9.0	396	8.7	386	8.8
	計	496	9.8	466	9.6	431	9.2	405	8.9	393	8.9
言語障害	児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	者	33	0.7	38	0.8	39	0.8	42	0.9	39	0.9
	計	33	0.7	38	0.8	39	0.8	42	0.9	39	0.9
肢体不自由	児	59	1.2	56	1.2	54	1.2	48	1.1	41	0.9
	者	2,682	53.0	2,552	52.7	2,453	52.4	2,377	52.3	2,267	51.5
	計	2,741	54.1	2,608	53.9	2,507	53.6	2,425	53.3	2,308	52.4
内部障害	児	13	0.3	15	0.3	17	0.4	15	0.3	13	0.3
	者	1,443	28.5	1,402	29.0	1,396	29.8	1,384	30.4	1,385	31.5
	計	1,456	28.8	1,417	29.3	1,413	30.2	1,399	30.8	1,398	31.8
合計	児	84	1.7	82	1.7	82	1.8	73	1.6	63	1.4
	者	4,980	98.3	4,759	98.3	4,599	98.2	4,476	98.4	4,339	98.6
	計	5,064	100.0	4,841	100.0	4,681	100.0	4,549	100.0	4,402	100.0

（各年4月1日現在）

【図 19 等級別障害者数】

（単位：人）

	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	内部障害
1級	1,287	440	93	15	2	737
2級	659	465	89	77	5	23
3級	739	404	19	40	21	255
4級	1,078	584	15	85	11	383
5級	288	250	34	4	0	0
6級	351	165	14	172	0	0
合計	4,402	2,308	264	393	39	1,398

（令和5年4月1日現在）

【図 20 自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療受給者	204	318	300	306
育成医療受給者	52	48	43	50

（各年4月1日現在）

(3) 知的障害者

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では1,088人と、令和元年度の1,019人と比較して69人の増加(6.8%増)となっています。

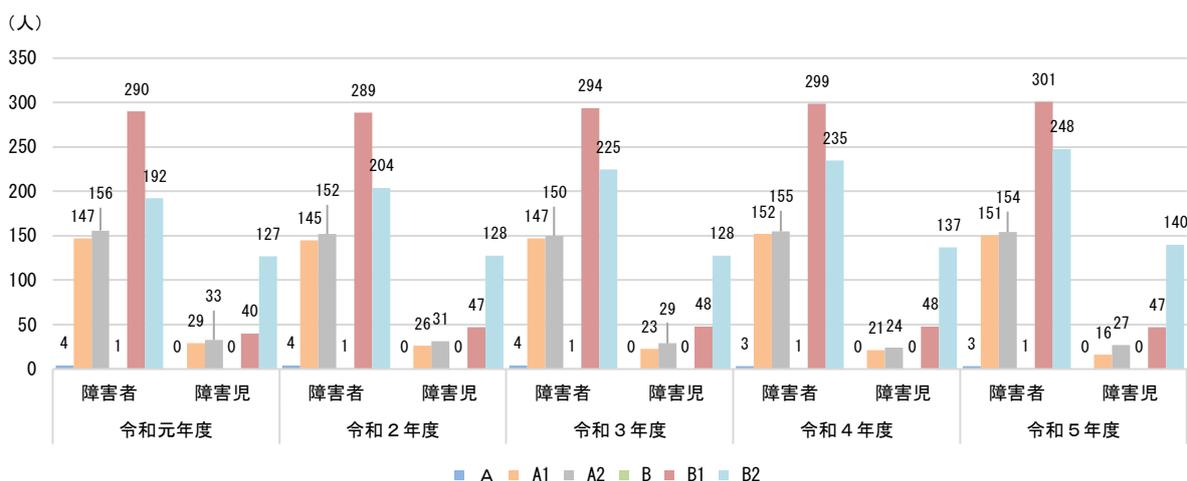
等級別でみるとB2が最も多く、B1、B2を合わせて6割以上を占めています。

【図21 手帳所持者数の推移(等級別)】

(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児								
A	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0
A1	147	29	145	26	147	23	152	21	151	16
A2	156	33	152	31	150	29	155	24	154	27
B	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
B1	290	40	289	47	294	48	299	48	301	47
B2	192	127	204	128	225	128	235	137	248	140
合計	790	229	795	232	821	228	845	230	858	230

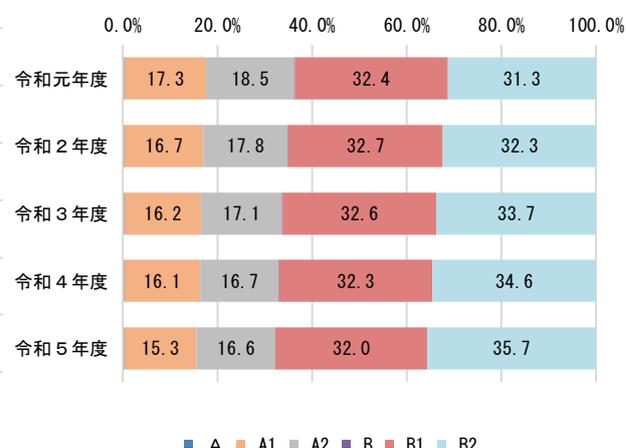
【図22 等級別障害者数の推移】



【図23 手帳所持者数の等級別の割合】



【図24 手帳所持者数の等級別構成比】



(各年4月1日現在)

【図 25 判定程度別の推移（児・者区分）】

(単位：人、%)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
A	児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	者	4	0.4	4	0.4	4	0.4	3	0.3	3	0.3
	計	4	0.4	4	0.4	4	0.4	3	0.3	3	0.3
A1	児	29	2.8	26	2.5	23	2.2	21	2.0	16	1.5
	者	147	14.4	145	14.1	147	14.0	152	14.1	151	13.9
	計	176	17.3	171	16.7	170	16.2	173	16.1	167	15.3
A2	児	33	3.2	31	3.0	29	2.8	24	2.2	27	2.5
	者	156	15.3	152	14.8	150	14.3	155	14.4	154	14.2
	計	189	18.5	183	17.8	179	17.1	179	16.7	181	16.6
B	児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	者	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
	計	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
B1	児	40	3.9	47	4.6	48	4.6	48	4.5	47	4.3
	者	290	28.5	289	28.1	294	28.0	299	27.8	301	27.7
	計	330	32.4	336	32.7	342	32.6	347	32.3	348	32.0
B2	児	127	12.5	128	12.5	128	12.2	137	12.7	140	12.9
	者	192	18.8	204	19.9	225	21.4	235	21.9	248	22.8
	計	319	31.3	332	32.3	353	33.7	372	34.6	388	35.7
合計	児	229	22.5	232	22.6	228	21.7	230	21.4	230	21.1
	者	790	77.5	795	77.4	821	78.3	845	78.6	858	78.9
	計	1,019	100.0	1,027	100.0	1,049	100.0	1,075	100.0	1,088	100.0

(4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では781人と、令和元年度の717人と比較して64人の増加(8.9%増)となっています。

自立支援医療受給者数は、令和5年度では1,492人と、令和元年度の1,396人と比較して96人の増加(6.9%増)となっています。

【図 26 手帳所持者数の推移（等級別）】

(単位：人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児								
1級	12	1	15	1	15	0	18	0	21	0
2級	572	6	566	8	560	9	574	12	583	17
3級	125	1	126	2	135	5	140	5	155	5
合計	709	8	707	11	710	14	732	17	759	22

【図 27 自立支援医療受給者】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療	1,396	1,419	1,423	1,497	1,492

(各年4月1日現在)

3 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和5年度では小学生402人、中学生131人となっています。令和元年度の小学生258人、中学生79人と比較して小学生が144人の増加（55.8%増）、中学生が52人の増加（65.8%増）となっています。

特別支援学級在籍児童の障害別の状況では、自閉症・情緒障害が294人、知的障害が232人と高くなっています。

特別支援学校在籍者数は横ばい傾向にあり、障害児保育の入所児童数は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

【図28 特別支援学級在籍者数】

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	59	69	76	79	81
	児童数	258	312	346	368	402
中学生	学級数	22	24	25	28	29
	生徒数	79	88	98	121	131

【図29 特別支援学級在籍児童の状況（障害別）】(単位：人)

	小学校	中学校	合計
視覚障害	0	0	0
聴覚障害	3	0	3
言語障害	0	0	0
肢体不自由	3	1	4
知的障害	161	71	232
自閉症・情緒障害	235	59	294
合計	402	131	533

【図30 特別支援学校在籍者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校・中学校	17	11	13	13	15

【図31 障害児保育の実施状況】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児・児童数	33	26	19	13	20

※保育所等に在籍する児童のうち、特別児童扶養手当を受給または障害者手帳を保持する者の数

(各年4月1日現在)

4 各種手当の支給状況

各種手当の受給者数の推移をみると、特別児童扶養手当について令和5年度で192人と、令和元年度の152人と比較して40人の増加（26.3%増）となっています。

【図32 各種手当の受給者数】 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 特別障害者手当	90	83	82	85	84
(2) 経過的福祉手当	4	3	2	2	1
(3) 特別児童扶養手当	152	154	166	177	192
(4) 障害児福祉手当	52	48	44	47	45

(各年3月31日現在、(3)のみ4月30日現在)

5 障害福祉施策にかかる事業費の推移

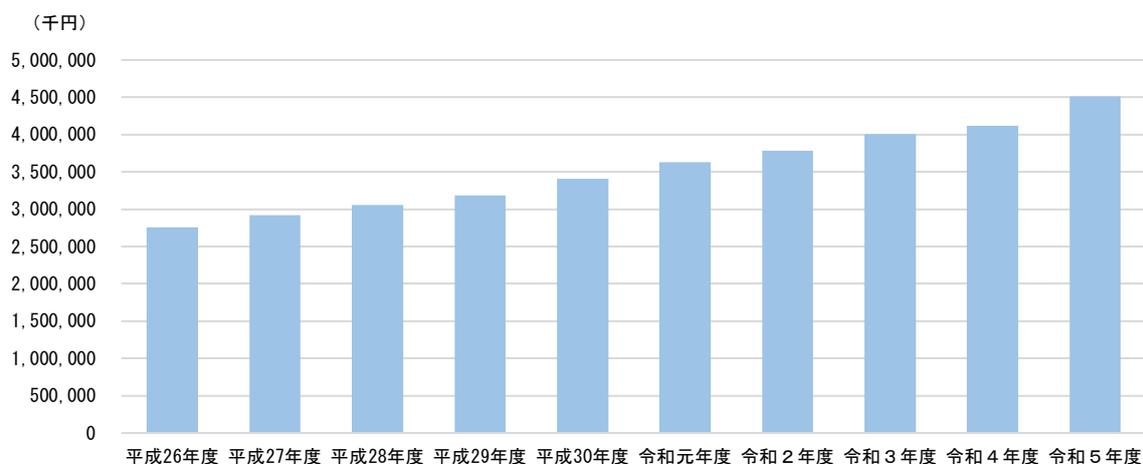
障害福祉施策にかかる事業費の推移をみると、令和5年度では4,510,547千円と、平成26年度の2,755,793千円と比較して1,754,754千円の増加（63.7%増）となっています。

また、障害児にかかる給付費の推移をみると、令和5年度では855,410千円と、平成29年度の299,787千円と比較して555,623千円の増加（185.3%増）となっています。

【図33 障害福祉施策にかかる事業費の推移】 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	2,755,793	2,923,011	3,057,809	3,189,179	3,407,753	3,630,611	3,781,313	4,003,865	4,119,686	4,510,547

※令和5年度は予算額

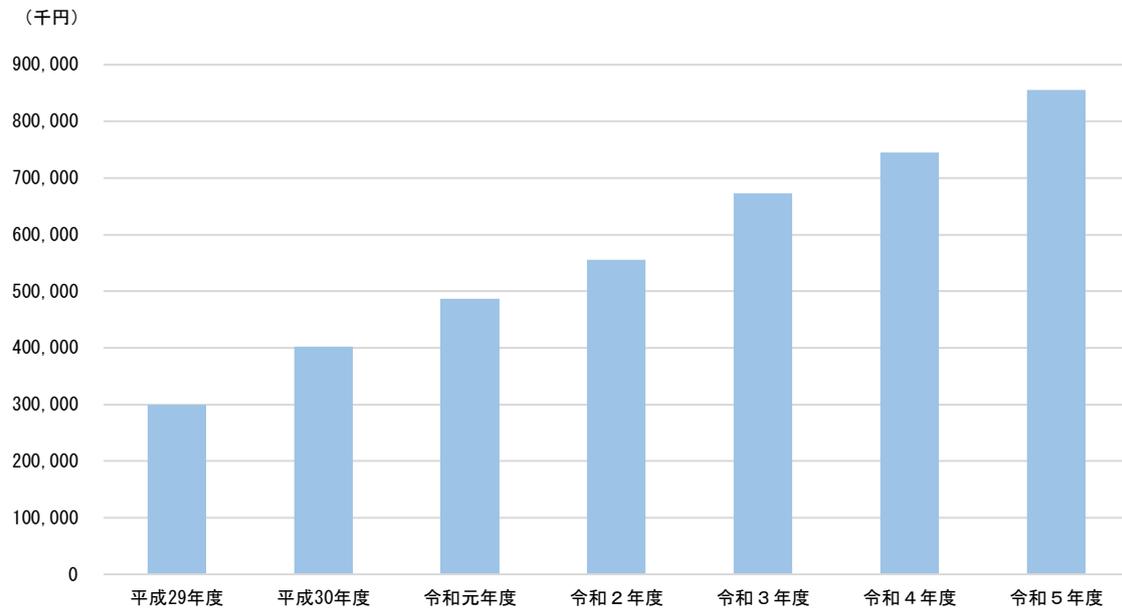


【図 34 障害児にかかる給付費の推移】

(単位：千円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	299,787	401,605	486,474	555,274	673,308	744,525	855,410

※令和5年度は予算額



6 障害福祉サービス等の提供事業所数

障害福祉サービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では111事業所と、令和2年度の90事業所と比較して21事業所増加しています。

障害児支援に関するサービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では48事業所と、令和2年度の25事業所と比較して23事業所増加しています。

地域生活支援事業の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では30事業所と、令和2年度の22事業所と比較して8事業所増加しています。

【図 35 障害福祉サービス等の提供事業所数の推移】 (単位：事業所)

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	居宅介護・重度訪問介護	10	14	4
2	同行援護	3	8	5
3	行動援護	1	1	0
4	重度障害者等包括支援	0	0	0
5	生活介護	8	9	1
6	療養介護	0	0	0
7	短期入所	6	8	2
8	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
9	自立訓練(生活訓練)	3	3	0
10	宿泊型自律訓練	1	1	0
11	就労移行支援	3	3	0
12	就労継続支援A型	7	8	1
13	就労継続支援B型	17	21	4
14	就労定着支援	1	1	0
15	自立生活援助	1	1	0
16	共同生活援助	9	10	1
17	施設入所支援	5	5	0
18	地域移行支援	2	2	0
19	地域定着支援	2	2	0
20	計画相談支援	11	14	3
合計		90	111	21

(各年4月1日現在)

【図 36 障害児支援に関するサービスの提供事業所数の推移】 (単位：事業所)

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	児童発達支援	6	16	10
2	放課後等デイサービス	7	15	8
3	保育所等訪問支援	3	2	-1
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	1	1	0
6	計画相談支援	8	14	6
合計		25	48	23

【図 37 地域生活支援事業の提供事業所数の推移】 (単位：事業所)

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	地域活動支援センター	7	8	1
2	訪問入浴	2	2	0
3	日中一時支援	9	13	4
4	移動支援	4	7	3
合計		22	30	8

(各年4月1日現在)

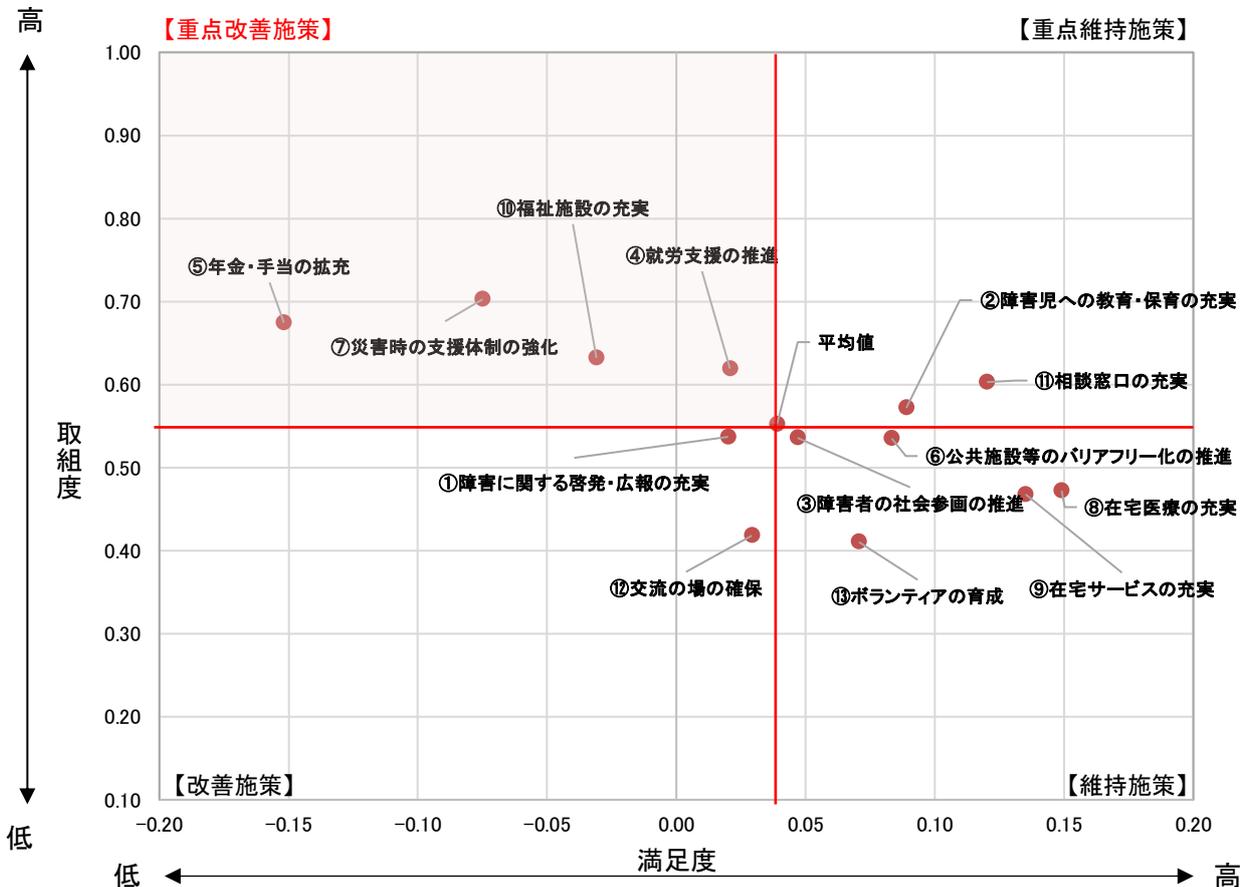


第2節 現行施策の満足度と今後の取組度からみた課題

令和5年7月～8月に実施したアンケート調査結果では、本市の障害に係る取組の「満足度」と、今後、積極的に取り組んでほしい（力をいれてほしい）「取組度」の相関から、取組度が高く、満足度が低い「重点改善施策」エリアに位置するものとして、「年金・手当の拡充」「災害時の支援体制の強化」「福祉施設の充実」「就労支援の推進」が挙がっており、これらに対する取組が今後の課題と言えます。



【図38 現行施策の満足度と今後の取組度における重点施策】



第3節 薩摩川内市障害者自立支援協議会

1 薩摩川内市障害者自立支援協議会の概要

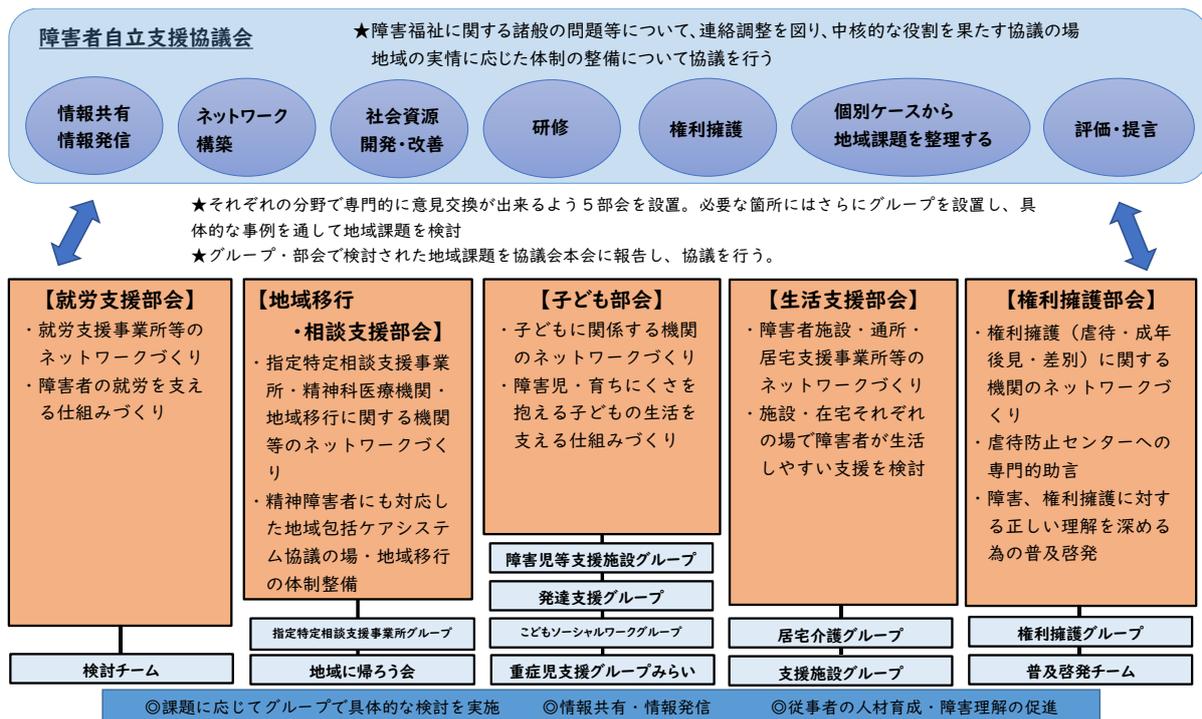
障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るために設置され、障害福祉の関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場としています。

具体的には、下記の6つの機能を有し、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくり」を目指して、障害のある当事者が抱える様々なニーズに対応できるよう保健・医療・福祉・教育・就労などの多分野・多職種による多様な効果性の高い支援体制の構築を目指しています。

【薩摩川内市障害者自立支援協議会の6つの機能】

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応へのあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取組の展開
評価機能	・ 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保

【薩摩川内市障害者自立支援協議会 全体図】



2 薩摩川内市障害者自立支援協議会専門部会の概要

薩摩川内市障害者自立支援協議会では、様々な分野からの課題を取り上げるべく「就労支援部会」「地域移行・相談支援部会」「子ども部会」「生活支援部会」「権利擁護部会」の5部会を設置しています。各専門部会の関係者が集まり、個別支援会議等で明らかになる一人一人のニーズを地域の課題として捉え、ネットワークの構築、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善等について定期的に協議しています。また、各専門部会代表者が薩摩川内市障害者自立支援協議会（全体会）に出席し、各専門部会の協議内容を報告することで、それぞれの課題を地域全体で確認する体制を整えています。

3 薩摩川内市障害者自立支援協議会専門部会における課題

直近の「就労支援部会」「地域移行・相談支援部会」「子ども部会」「生活支援部会」「権利擁護部会」の各専門部会（5部会）で挙げられた本市の課題は以下の通りです。

部会名	就労支援部会
部会の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業所等のネットワークづくり ・障害者の就労を支える仕組みづくり
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成やより良いサービスのための資質向上 ・障害特性を踏まえた上でのアセスメント力の向上 ○事業所同士での横の連携強化 ・職種別による意見交換会ができるような機会の確保 ・情報の共有 ○地域全体での障害者の就労を支える体制づくり ・特別支援学校、ハローワーク、職業能力開発校等との連携 ・障害者にあった就労形態（一般就労、福祉的就労）の提供

部会名	地域移行・相談支援部会
部会の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所・精神科医療機関・地域移行に関する機関等のネットワークづくり ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム協議の場 ・地域移行の体制整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児福祉サービスから障害者福祉サービスに移行する際の途切れない支援の提供 ○（障害児においては）保護者支援 ○障害福祉サービスから介護保険への利用者に負担をかけないスムーズな移行

	<ul style="list-style-type: none"> ○社会資源の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・他分野における支援ネットワークづくり ○相談支援専門員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する利用者・共生社会への対応 ○地域移行についての課題 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や家族の障害理解が進んでいない ・入院患者の高齢化 ・在宅での生活を支えるキーパーソンがいない、社会資源やサービスが少ない
--	--

部会名	子ども部会
部会の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関係する機関のネットワークづくり ・障害児・育ちにくさを抱える子どもの生活を支える仕組みづくり
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○インクルージョンの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉サービス事業所と保育園・幼稚園等や学校との連携 ○重症児（重症心身障害児・強度行動障害児）を受け入れる事業所の不足 ○乳幼児期から学童期、学童期から青年期等の移行する際の途切れない支援 ○保護者支援（障害受容支援／家族機能が弱い家庭の増加） ○多分野での支援が必要なケースが増えている ○災害時支援について <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児の避難の為の環境整備 ・関係機関の体制づくり ・実効性のある個別避難計画の作成

部会名	生活支援部会
部会の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設・通所・居宅支援事業所等のネットワークづくり ・施設・在宅それぞれの場で障害者が生活しやすい支援を検討
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者の障害理解の促進 ○強度行動障害への対応 ○障害者の人権・意思決定支援 ○サービス利用者の高齢化 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険への移行 ○支所地域にサービス事業所が少なく、社会資源が不足している ○移動に関するサービス・社会資源が不足している ○障害者の生活を支える支援者、サービスを利用する障害者、双方のサービスについての認識の統一

部会名	権利擁護部会
部会の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護（虐待・成年後見・差別）に関する機関のネットワークづくり ・ 虐待防止センターへの専門的助言・障害、権利擁護に対する正しい理解を深める為の普及啓発
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の障害に対する理解の普及啓発が必要 ○ 権利擁護センター・中核機関と連携した活動の充実 ○ 成年後見制度等の制度の正しい理解と普及啓発 ○ 緊急時の避難場所の確保 ○ 虐待対応においての関係機関との連携した支援 ○ 障害者基幹相談支援センター、虐待防止センターの周知

第3章 計画の基本理念

薩摩川内市障害者計画（第3期）（平成31年度～令和5年度）では、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、障害者の自立と社会参加の実現を目指してきました。

さらに国の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」との考え方を踏まえ、第4期（令和6年度～令和10年度）の本市における障害者の福祉の将来像を以下の通り設定します。

【基本理念】

全ての市民が、相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会の実現

（基本理念の考え方）

国の障害者基本計画（第5次）では、障害者施策について、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があることが明記されています。本市においても、障害者やその家族が自分の意思により、自分が望む生活を送ることができるよう、地域全体で支え合うまちを目指すとともに、共生社会の実現に向けて障害者が必要なサービスや適切な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指すための取組を推進します。

併せて、SDGsの理念とも照らし合わせ、地理的な条件により必要なサービスを受けられないことが無いよう、課題の解決に向けた取組を行っていきます。



第4章 施策の展開

第1節 施策の体系図

基本理念	施策の展開	計画・施策の方向性
<p>全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</p>	<p>1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p>	<p>(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進</p>
	<p>2 安全・安心な生活環境の整備</p>	<p>(1) 住みよい住宅環境への支援 (2) 移動・交通環境の整備 (3) アクセシビリティに配慮した公共建築物・公園の整備等 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p>
	<p>3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>	<p>(1) 障害者・市民に対する啓発・広報 (2) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (3) 情報提供の充実等 (4) 意思疎通支援の充実 (5) 行政情報のアクセシビリティの向上</p>
	<p>4 防災、防犯等の推進</p>	<p>(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>
	<p>5 行政等における配慮の充実</p>	<p>(1) 選挙における配慮等 (2) 行政機関における配慮及び障害者理解の促進等</p>
	<p>6 保健・医療の推進</p>	<p>(1) 保健・医療の充実等 (2) 精神保健・医療の適切な提供等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病患者に対する支援 (5) 障害の要因となる疾病等の予防・治療</p>
	<p>7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p>	<p>(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のあることにも対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 障害福祉を支える人材の育成・確保</p>
	<p>8 教育の振興</p>	<p>(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>
	<p>9 雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援</p>
	<p>10 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p>	<p>(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備及び障害者スポーツの普及拡大</p>

第2節 施策の展開

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



■現状と課題■

【基本的な考え方】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別を解消し、共生社会を目指すため、市民や事業者の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を実施する必要があります。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者への虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、障害者の権利擁護のための取組を推進する必要があります。

【本市の取組】

本市では、毎年更新している障害福祉のしおり等で、障害者差別解消法について掲載し周知するとともに、市職員に対し、同法の職員対応要領を策定しています。また、成年後見制度等の利用促進については、社会福祉協議会内に「権利擁護センター」を設置し、市民後見人講座及びフォローアップ研修、権利擁護シンポジウムを開催しています。

虐待防止対策の取組としては、障害者基幹相談支援センターに障害者虐待防止センターを併設し、24時間対応できる体制を取っています。また、関係機関や民生委員・児童委員・健やか支援アドバイザーに対し、研修会や定例会議を通じ相談窓口の周知を図るとともに、実際の虐待ケースの支援にあたっては、関係機関と協力しながら、対象者の人権を守り、自立した生活が行われるよう支援を行っています。

【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、障害があることで差別や嫌な思いをした経験について（図39）、『ある』（「ある」と「少しある」の合計値）が45.1%となっており、差別や嫌な思いをした場所について（図40）、「学校・仕事場」が46.1%と最も高くなっています。また、成年後見制度の認知度について（図41）、「名前も内容も知らない」が44.0%となっています。

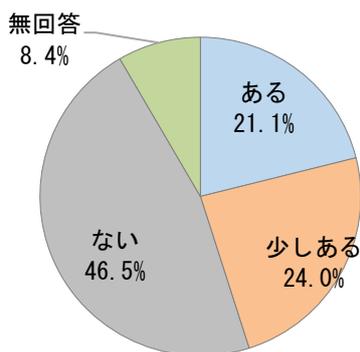
【今後の方向性】

近年、児童虐待、高齢者虐待、生活困窮等課題が多分野にわたり、チームでの対応が必要なケースが増えており、緊急の対応を要する案件も発生していることから、相談支援に係る人材育成などの体制強化を図るとともに、虐待に対し、迅速・確実に対応する必要

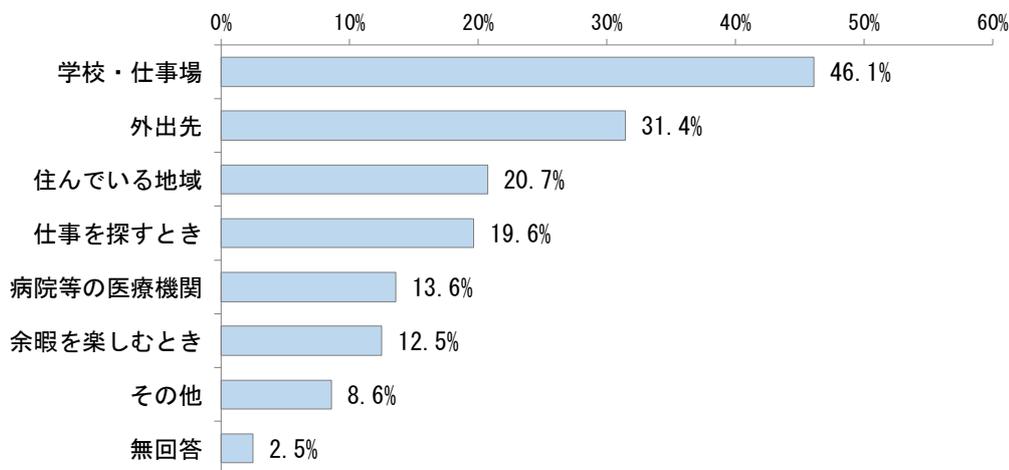
があります。また、障害者自身や家族等の高齢化により、成年後見制度の需要が今後一層高まっていくと考えられるため、市民後見人等の養成や支援体制の構築・周知を進めていく必要があります。併せて、障害者差別解消法改正法が令和6年4月1日に施行されることから、改正法の周知を図ります。

アンケート調査結果

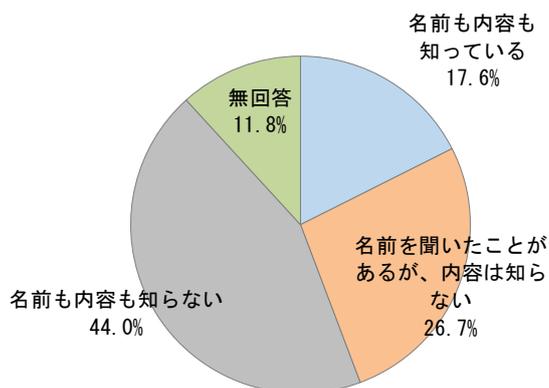
【図 39 障害があることで差別や嫌な思いをした経験】



【図 40 差別や嫌な思いをした場所】



【図 41 成年後見制度の認知度について】



1 権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 権利擁護の推進

- ア 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の周知及び制度の利用促進
- イ 相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及
- ウ 成年後見制度における法人後見支援事業を適切に行うことができる企業等の育成支援
- エ 当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組の支援
- オ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者基幹相談支援センター等における権利擁護に係る必要な支援等の推進
- カ 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するための必要な経費についての助成
- キ 成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の実施

(2) 虐待防止対策の推進

- ア 障害者虐待防止センターをはじめとする相談窓口の周知
- イ 関連機関・団体等と連携し、問題の解決に向けた支援
- ウ 福祉サービス提供事業者との連携強化及び適切なサービス提供の指導
- エ 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動
- オ 障害者に対する虐待の未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者を含めた家族に対する相談体制の強化
- カ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置
- キ 使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、障害者虐待防止センター等の周知

2 障害を理由とする差別の解消の推進

- ア 障害者に対する合理的配慮の提供が円滑に行える体制づくりを推進
- イ 障害者差別解消法に基づく、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発
- ウ ハード面のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ¹向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備
- エ 障害者差別解消法等の目的、求められる取組について幅広い市民の理解を深めるため、行政、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携
- オ 障害者差別解消法等の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動
- カ 合理的配慮の事例等を収集、整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表
- キ 障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が着実に対策を進められるよう必要な取組
- ク 公共職業安定所（ハローワーク）での雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合、必要に応じて指導等を実施
- ケ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の対象者の社会復帰の促進を図るため、対象者に対する差別の解消を推進
- コ 地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、薩摩川内市障害者自立支援協議会と情報共有し、「障害者差別解消地域協議会」の設置を検討
- サ 障害者基幹相談支援センターにおける総合的な相談窓口機能の充実
- シ 関係者による障害者ケアマネジメントの合同研修

¹ アクセシビリティ：高齢者や障害者などを含め、誰でも必要とする情報に簡単に辿り着くことができ、提供されている情報や機能を利用できること。

2 安全・安心な生活環境の整備



■現状と課題■

【基本的な考え方】

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、当事者等の意見を踏まえた住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及の促進、障害者に配慮した福祉のまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

【本市の取組】

本市では、障害者に配慮した住環境を整備し、提供するために、障害者の個人住宅については、福祉事業等の補助制度（住宅改修費の給付）によるスロープ取付、手すり設置、玄関の段差解消などを行っています。また、市営住宅において、必要に応じて手すりを設置する改修工事を実施しており、居室については、住宅改修費の給付により必要な設備を設置することを認めています。借上型市営住宅では、駐車場からエントランスにスロープを設置し、通路から室内まで段差の少ない建物となっており、エレベーターを設置した中層階の住宅、どの階でも障害者が生活できるよう整備を行っています。その他、市営住宅への入居を希望する障害者からの相談に対し、障害特性に応じた生活環境や道路・交通整備等の条件から住宅を紹介し、他の入居者と共存できるよう市営住宅での生活を支援しています。

交通環境の整備については、鹿児島県鉄道整備促進協議会の一員として、JR九州や国の関係機関等に対し、駅のバリアフリー化等についての要望を毎年実施しています。また、甕島地域コミュニティ交通で使用している本市所有車両の補助ステップについて、令和3・4年度に取付けを行い乗降時の負担軽減を図りました。

公共建築物や公園の利便性の向上を図る整備については、これまで国・県・市の公共施設において、障害者用トイレ、誘導ブロック、車椅子の常備、障害者用エレベーター、障害者用駐車場等の整備を図るなど、障害者等に配慮した公園整備を行っています。

【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、今後3年以内にどのような暮らしをしたいかについて（図42）、「家族と一緒に生活したい」が56.7%と最も高くなっています。そのためどのような支援があればよいかについて（図43）、「経済的な負担の軽減」が44.3%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」が29.6%となっています。また、外出する時に困ることについて（図44）、「困った時にどうすればいいのか不安」「公共交通機関が少ない（ない）」

がともに約3割と高くなっています。平日の日中の過ごし方について（図45）、「自宅で過ごしている」が38.5%と最も高くなっています。

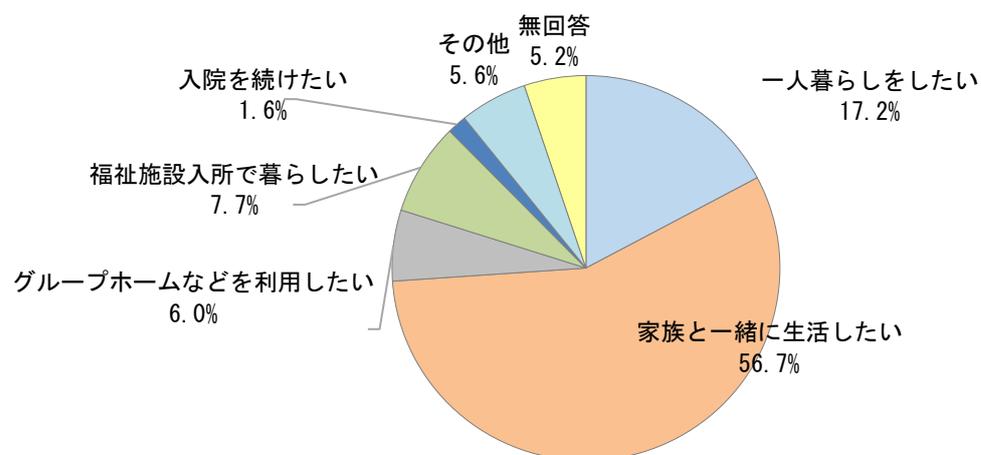
市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について（図46）、公共施設等のバリアフリー化では、「不満である」が28.3%、「力を入れてほしい」が49.4%となっています。

【今後の方向性】

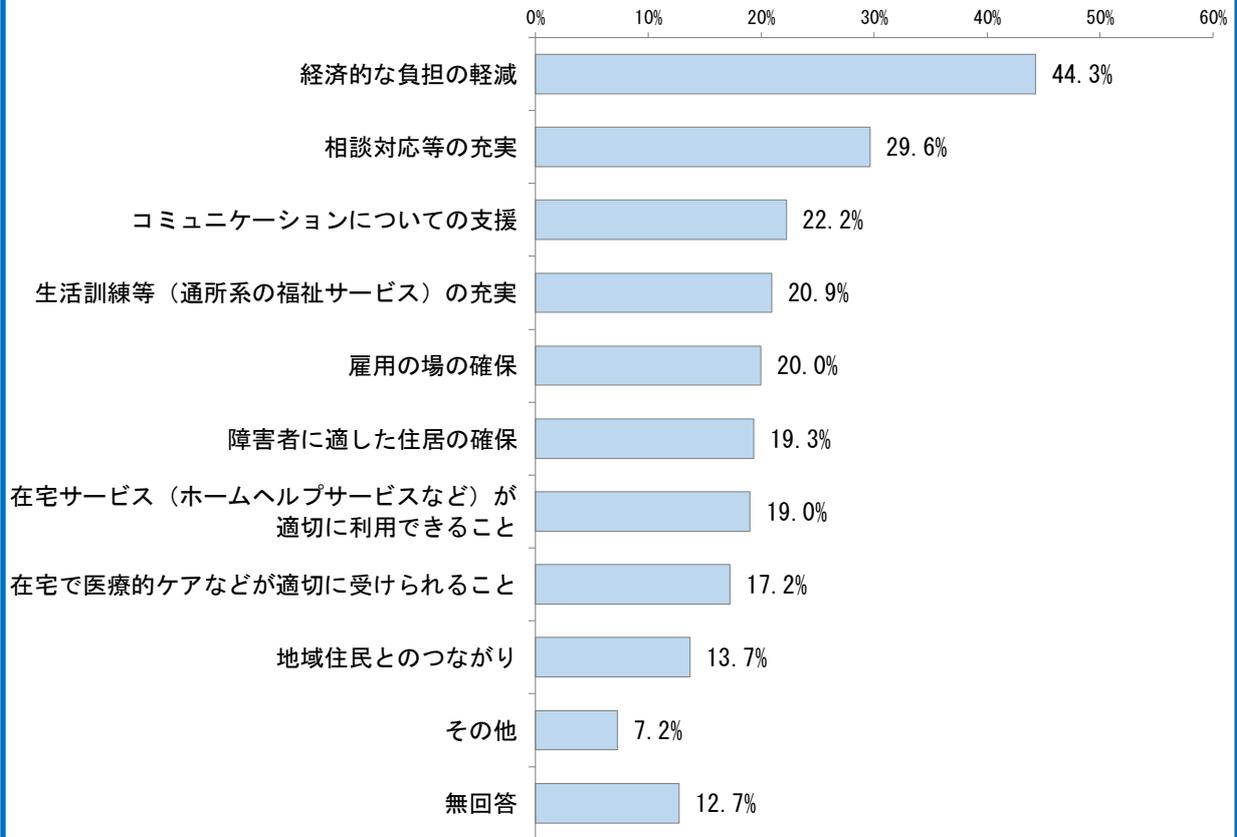
住宅における手すりの設置や段差の解消、公共施設等においてもユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化も着実に取り組んでいます。市民における地域生活への要望は今後も高くなっていくことが予想されることから、住み慣れた地域で継続した生活を送れるためのサービスのあり方や生活環境の整備について、一層の検討をしていく必要があります。

アンケート調査結果

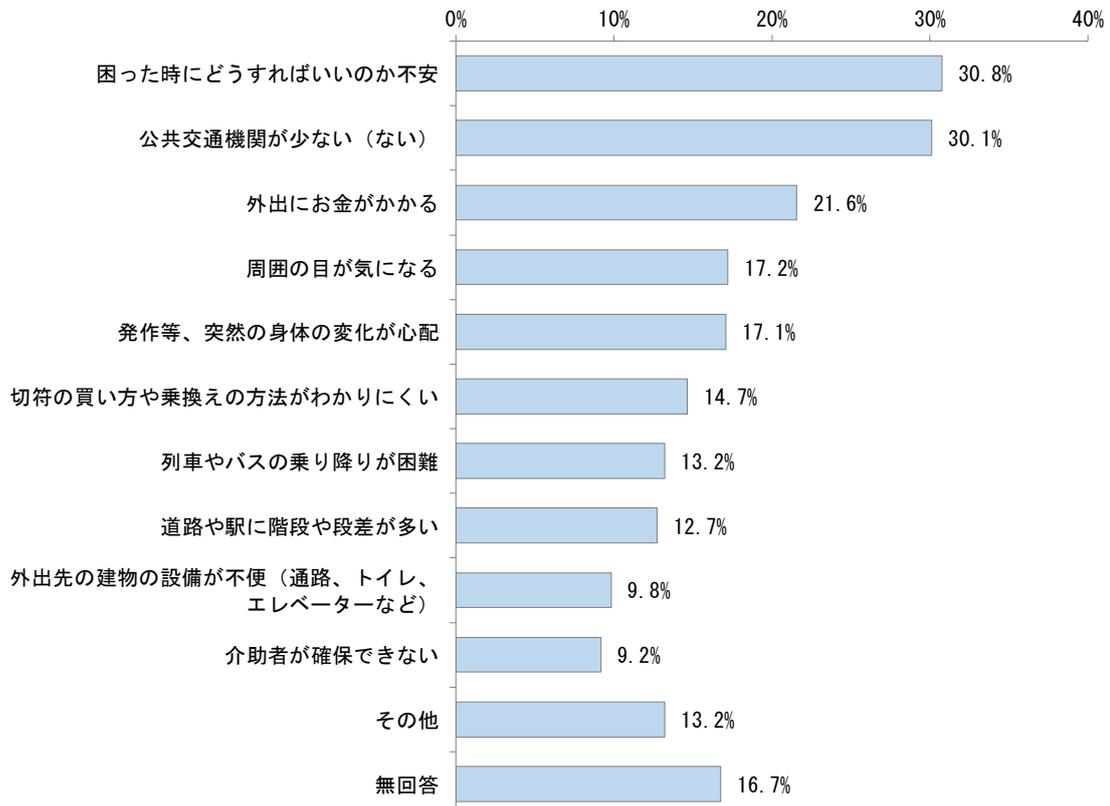
【図42 今後3年以内の暮らしの希望】



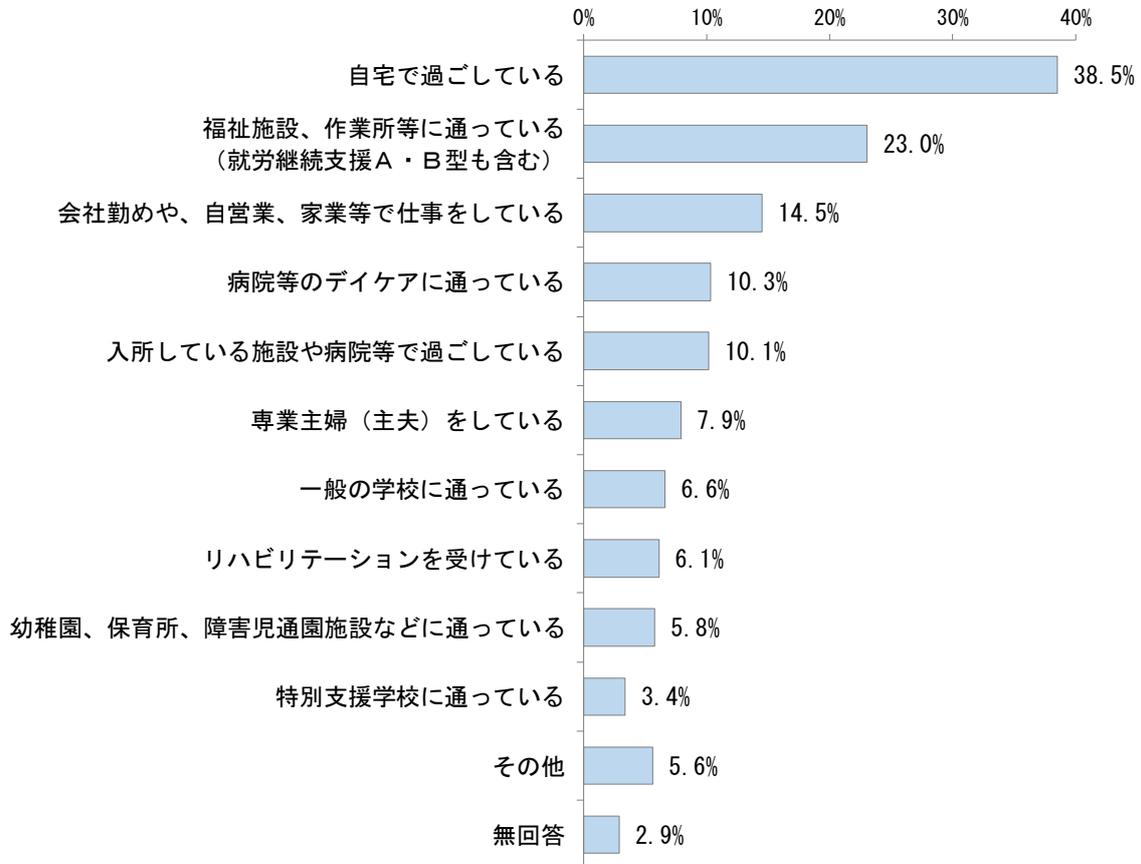
【図 43 希望する暮らしを送るために必要な支援】



【図 44 外出する時に困ること】

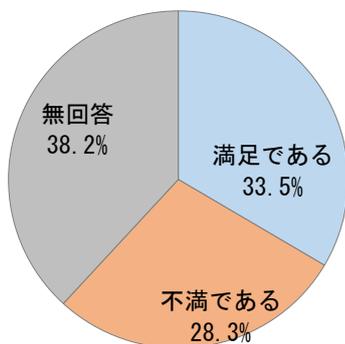


【図 45 平日の日中の過ごし方】

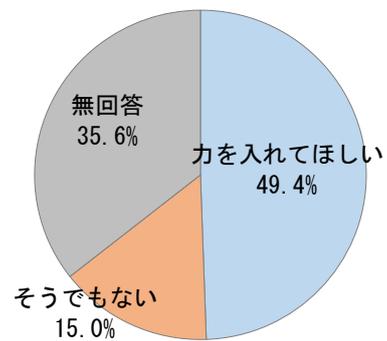


【図 46 本市の取組について(公共施設等のバリアフリー化について)】

【満足度】



【取組度】



■計画・施策の方向性■

1 住みよい住宅環境への支援

(1) 市営住宅の整備

- ア 障害者の利用に配慮した市営住宅の整備
- イ 住宅に困窮する障害者の住居の確保
- ウ 必要に応じ、居室・共用部分への手すりやスロープの設置等必要な改修
- エ 老朽化の進んだ住宅について、長寿命化計画に基づき建替え等必要な整備

(2) 個人住宅等の整備

- ア 障害者に配慮した住宅に関する情報の提供
- イ 住宅セーフティネット制度の活用を推進した障害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進
- ウ 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等の促進
- エ 地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備
- オ 障害福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法及び消防法に基づき、防火安全体制の強化
- カ 障害者の地域における居住の場として、日常生活の介護や相談支援の提供も行うグループホームの整備の促進及び重度の障害者にも対応した体制の充実

2 移動・交通環境の整備

(1) 道路環境の整備促進

- ア 障害者が利用しやすいよう歩道及び車道の分離や段差・傾斜・勾配の改善
- イ 誘導ブロックの整備や歩道上の障害物撤去など、視覚障害者の移動に配慮した歩行空間の整備

(2) 移動・交通手段の確保・整備

- ア 障害者の利用に配慮したタクシー、バス、鉄道及び船舶等についての関係機関への協力要請
- イ 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護）や、移動支援事業を提供するサービス事業所の充実
- ウ 福祉有償運送の充実と利用促進
- エ 低床バスの導入等による公共交通機関のバリアフリー化の推進
- オ 身体障害者用駐車場の適正利用を図る「パーキングパーミット制度」の周知

3 アクセシビリティに配慮した公共建築物・公園の整備等

- ア 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」及び「鹿児島県福祉のまちづくり条例」等に基づく、施設の計画の段階から障害者や高齢者の利用に配慮した施設の整備
- イ 既存の公共的施設や不特定多数の者が利用する施設について、障害者が円滑に利用できる施設整備、改善のための関係機関・団体等への協力要請
- ウ 公園の整備について、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、障害者等が利用可能なトイレの設置等を検討

4 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ア 「心のバリアフリー」の推進等、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進
- イ 公共施設等のバリアフリー化を実施するとともに、情報提供等のソフト面を含めた取組の推進や在り方の検討
- ウ 障害者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のLED（発光ダイオード）化、道路標識・道路標示における高輝度化等の推進
- エ 障害者が屋内外でストレスなく自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進



3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実



■現状と課題■

【基本的な考え方】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報・サービス等の提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する必要があります。また、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

【本市の取組】

本市では、令和4年3月に「薩摩川内市手話言語等コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する条例」を制定し、手話をはじめとした障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進や、市・市民・事業者の役割を明記しました。

また、条例の施行にあわせてパンフレットや広報紙により、既存の手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員養成講習会等も含めた周知活動を行いました。

このほか、市広報紙（点訳・音訳化）の配布、障害者週間に合わせたFMさつませんだいを活用した情報発信、聴覚障害者等に対する防災無線の文字個別受信機の設置を行っています。

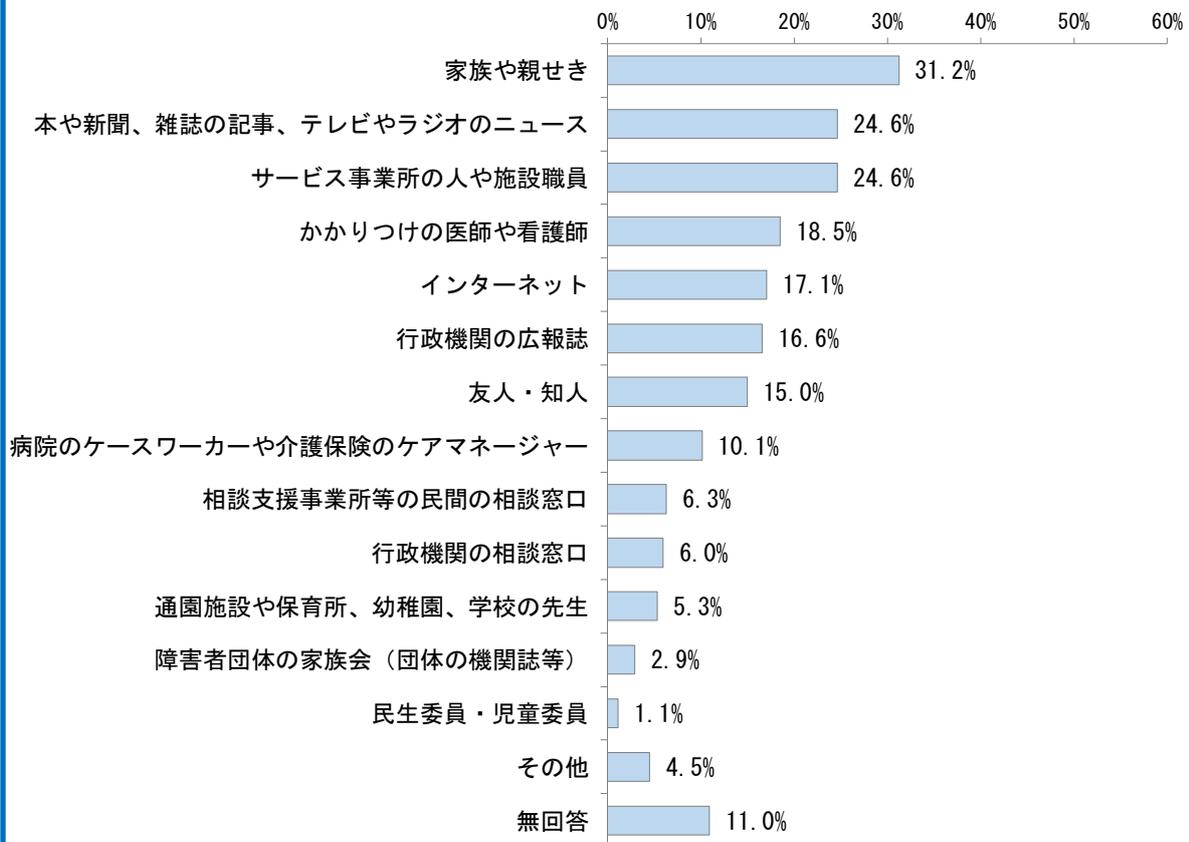
【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、障害のことや福祉サービス等に関する情報をどこから知ることが多いかについて（図47）、「家族や親せき」が31.2%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「サービス事業所の人や施設職員」がともに24.6%となっています。また、市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について（図48）、障害に関する啓発・広報では、「不満である」が31.6%、「力を入れてほしい」が51.9%となっています。

【今後の方向性】

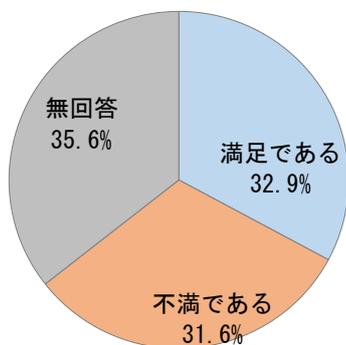
多様化・複雑化する社会の中、本市においても意思疎通支援を担う人材の育成・確保を行い、意思疎通支援の充実を図る必要があります。また、情報通信における情報アクセシビリティの向上についても課題が山積しており、障害種別や障害特性を考慮した障害者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上に向けた取組を行う必要があります。

【図 47 障害や福祉サービス等の情報の入手方法】

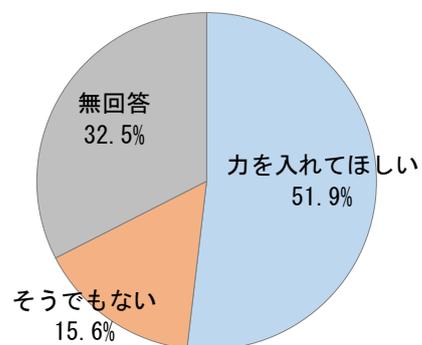


【図 48 本市の取組について（障害に関する啓発・広報の充実について）】

【満足度】



【取組度】



■計画・施策の方向性■

1 障害者・市民に対する啓発・広報

- ア ICTの進展を踏まえた障害特性に応じた情報提供の充実
- イ 障害者手帳取得時における障害福祉サービス等の制度の説明
- ウ SNS（市LINE等）などの広報手段の検討
- エ 手話言語等条例の制定に合わせた教育機関における手話の出前講座の実施
- オ 「広報薩摩川内」や「障害福祉のしおり」等を通じた障害者関連の情報提供
- カ 各種福祉サービスや制度及び相談支援事業について、ラジオ等を活用した情報発信

2 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- ア 障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進
- イ 障害者に対してICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣等による障害者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上
- ウ 災害発生時の障害特性に応じた情報提供及び情報伝達の充実
- エ 市のホームページ等による行政情報提供において、障害者に配慮したウェブアクセシビリティ等の向上

3 情報提供の充実等

- ア 障害者や障害施策に関する情報提供の充実
- イ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う施設等について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえ支援の促進
- ウ 多様な障害特性に考慮した内容の充実を図り、ICT機器・サービスにアクセスできるための環境整備の推進
- エ 点字、情報通信機器の活用（電子メール等）、声の広報、ラジオ等を活用した情報発信
- オ 障害者に配慮した、わかりやすい情報の提供
- カ ホームページによる情報提供を進めるため、内容の充実、定期的な更新
- キ 視覚障害者への情報提供の充実

4 意思疎通支援の充実

- ア 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、設置等や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援
- イ 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進
- ウ 通訳者への研修等によるスキルアップ
- エ 地域生活支援事業の活用による各種通訳者の人材育成

5 行政情報のアクセシビリティの向上

- ア 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際の字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供及び多様な障害の特性に応じた配慮
- イ 市のホームページ等による行政情報提供において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ等の向上
- ウ 行政情報の提供等について、ICTの利活用も踏まえたアクセシビリティに配慮した情報提供の充実
- エ 障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進



4 防災、防犯等の推進



■現状と課題■

【基本的な考え方】

障害者が地域で安全に安心して生活することができるよう、地理的な要素も考慮した災害に強い地域づくりを推進するとともに、自主防犯活動による地域防犯体制の強化、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報の提供や避難体制の構築、福祉・医療サービスが継続できるよう、防災への取組を推進する必要があります。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する必要があります。

【本市の取組】

本市には、一級河川である川内川が市の中心部を横断する形で流れており、東シナ海上には甌島を有しています。過去において河川の氾濫、環海特有の強風等による大きな被害を受けてきた歴史があります。それを踏まえ、地域防災計画を策定し、治水対策、防災対策組織の確立、防災訓練の実施、防災意識の普及・啓発等を図っています。また、防災講話等の実施、民間企業と連携した自主防災組織でのワークショップや自主防災計画の見直し、市消防局防災研修センターでの自主防災組織等の研修・訓練等も実施しています。

地域のリーダー育成に関しては、防災啓発研修会の参加案内や鹿児島大学地域防災教育研修センターと連携し、シンポジウムの計画を行っています。さらに、県の事業を活用し、災害に強い地域づくり、安全で安心な生活が送れる地域社会の実現のための地区防災計画を策定し、避難所等の見直しを図っています。また、点訳・音訳した視覚障害者にも対応したものも含め、防災情報及び避難所等を記載したチラシを配布しています。

医療的なケアを必要とする障害児等の避難先として、災害拠点病院でもある済生会川内病院の実施する医療型短期入所事業の活用のほか、新たに自家発電装置も設置した社会福祉協議会も福祉避難所に加わるなど、避難先の充実を図っています。

障害者に対する消費生活における支援については、FMさつませんだいでのPR活動や、成人年齢引き下げに伴う高校生への講座を実施しています。

【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、台風や地震等の災害時における一人での避難ができるかについて（図49）、「できない」が46.9%となっています。また、近所に手助けをしてくれる人がいるかについて（図50）、「いない」が34.5%となっています。台風や地震等の災害時に困ることについて（図51）、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が

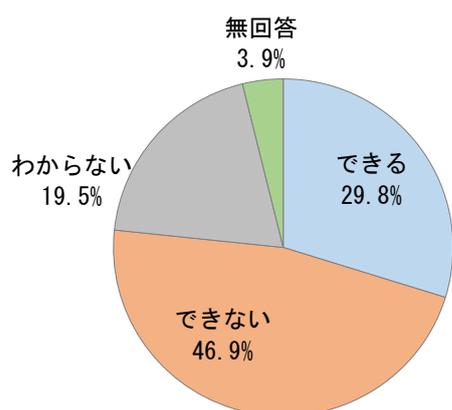
40.4%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が39.1%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が31.1%となっています。市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について（図52）、災害時の支援体制の強化では、「不満である」が33.5%、「力を入れてほしい」が57.2%となっています。

【今後の方向性】

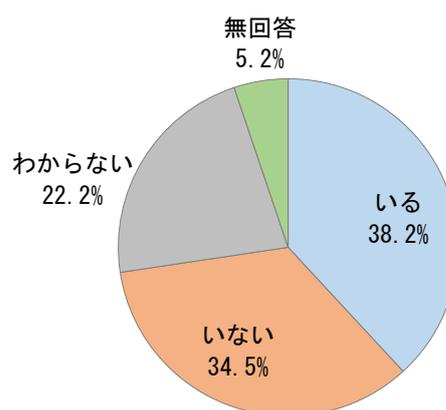
今後も引き続き、地域防災計画や自主防災計画等の見直しなど、災害時の避難誘導及び安否確認を円滑に実施できるための支援体制の整備を行うとともに、福祉避難所の整備や障害特性に応じた情報伝達等、災害時要配慮者の支援体制の充実に努める必要があります。

アンケート調査結果

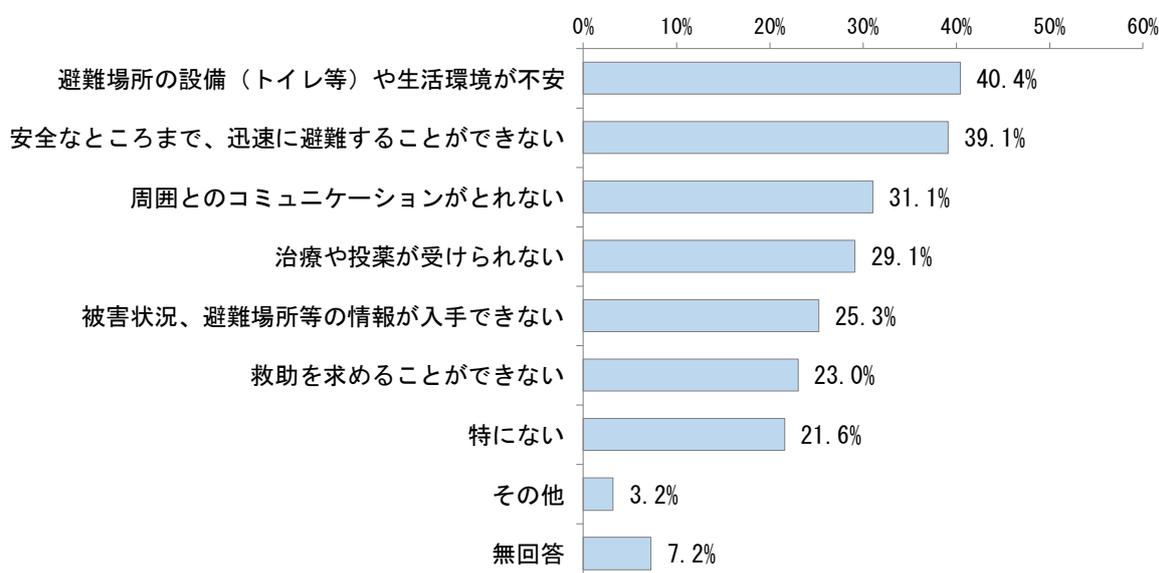
【図49 台風や地震等の災害時における一人での避難について】



【図50 近所に手助けをしてくれる人の有無】

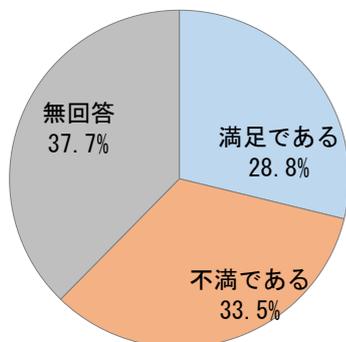


【図51 台風や地震等の災害時に困ることについて】

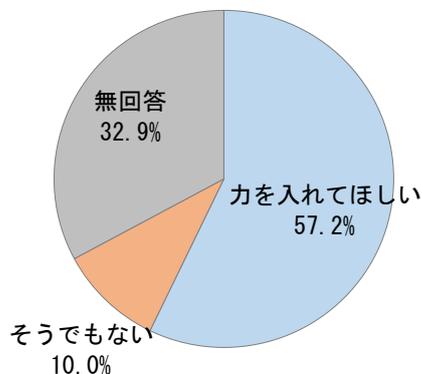


【図 52 本市の取組について（災害時の支援体制の強化）】

【満足度】



【取組度】



■ 計画・施策の方向性 ■

1 防災対策の推進

- ア 防災知識の普及及び障害者と警察署・消防署等関係団体との連携強化に向けたネットワークの構築
- イ 自主防災組織の育成支援と防災ネットワークづくりの推進
- ウ 地域の防災リーダーの育成及び地域関係機関が連携した防災訓練を実施
- エ 災害発生時等、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した多様な伝達手段や環境の整備
- オ 避難場所や避難経路、災害の知識、対処法等についての周知
- カ 市地域防災計画に即した障害者等に対する防災体制の確立
- キ 避難所、応急仮設住宅等におけるバリアフリー化の推進
- ク 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な福祉避難所の確保、避難所における障害特性に応じた支援と合理的配慮、福祉避難所への直接避難等を促進
- ケ 地域の実情を踏まえつつ、災害救助法に基づく応急救助の実施を支援
- コ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における受入れの推進
- サ 地域内外の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成
- シ 災害時要援護者避難支援制度の周知、広報
- ス 災害・状況に応じた要支援者名簿の作成・更新

- セ 災害に強い地域づくりの推進
- ソ 障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の内容を踏まえ情報提供を実施
- タ 災害発生後、自宅等に留まる障害者への支援方法を紹介するリーフレット作成の検討
- チ 日常生活用具給付等事業による災害発生時を想定した給付品目の検討
- ツ 甕地域（島嶼部）における避難、物資の確保の検証

2 防犯対策の推進

- ア 防犯ネットワークの構築
- イ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこでも円滑な緊急通報を行えるよう、スマートフォン等を利用した文字等で警察や消防等に通報できるEメール119番、NET119（緊急通報システム）の周知、利用促進
- ウ 地域内での防犯運動を広め、意識の高揚を図る安全なまちづくりの推進
- エ 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等による犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見
- オ 防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携した安全確保体制の構築
- カ 「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じた障害者を含む女性や児童に対する暴力の予防と根絶に向けた市民運動の推進
- キ 障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の構築及び相談員等に対する研修の充実

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ア 消費者トラブルにおける必要な情報提供、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施を検討
- イ 障害者等に対する消費者教育の推進
- ウ 障害者の権利を守るための成年後見制度の広報啓発
- エ 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携による障害者等の消費者被害防止のための早期発見
- オ 薩摩川内市消費者ホットライン（薩摩川内市消費生活センター）における消費生活に関する相談支援体制の強化
- カ 消費生活センター等と連携した消費者トラブルに関する情報発信
- キ 消費生活相談員等の障害者理解のための研修会への参加

- ク 消費者トラブルにおける相談体制の充実・強化
- ケ 被害にあった人の救済について必要な情報提供と相談支援



5 行政等における配慮の充実



■現状と課題■

【基本的な考え方】

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえて行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う必要があります。

【本市の取組】

本市では、国、県の通知に基づき、家族・介助人の同伴による投票所への入場、市職員による付き添いや代理投票、必要な投票所への簡易スロープや車椅子の設置など、障害者や高齢者がより選挙をし易い環境づくりを行っています。

市役所本庁舎内には、総合窓口にもっとも近い場所に障害福祉課を設置することで、障害者のスムーズな庁舎内での各種手続きを可能としています。

また、障害福祉課に手話通訳者1名の常駐、コミュニケーションボードの設置により、他課の手続きも含めた意思疎通が困難な者に対する支援を行っています。

この他、市広報紙について市内の視覚障害者団体・音訳サークルの協力により点訳・音訳化を行い公共施設等に配布しています。

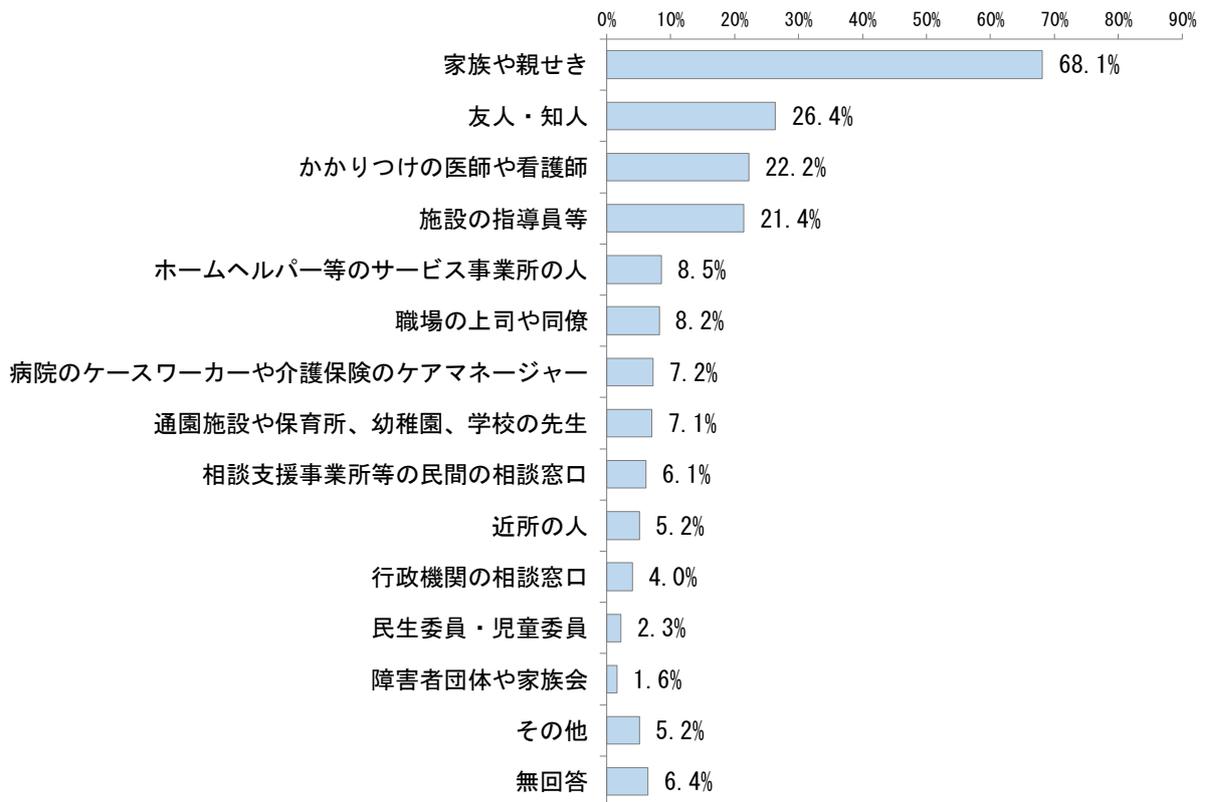
【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、普段の悩みや困ったことを誰に相談しているかについて(図53)、「家族や親せき」が68.1%と最も高くなっている一方、「行政機関の相談窓口」は4.0%となっています。また、市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について(図54)、年金・手当の拡充では、「不満である」が38.5%、「力を入れてほしい」が58.8%となっています。相談窓口の充実(図55)では、「不満である」が27.7%、「力を入れてほしい」が53.3%となっています。

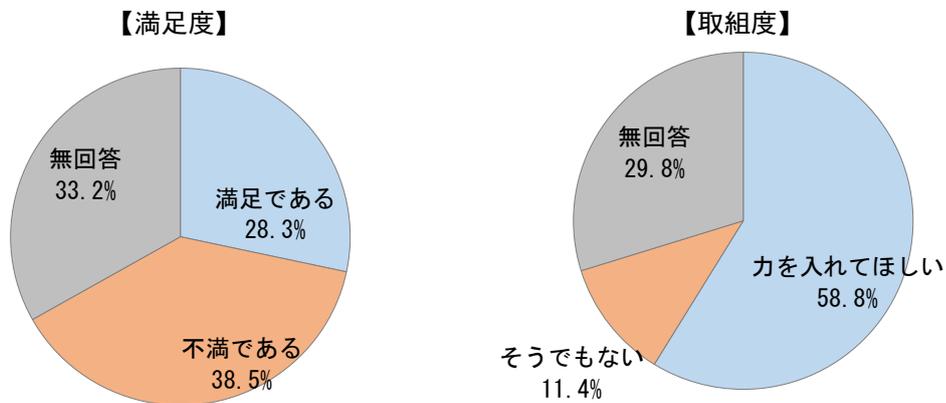
【今後の方向性】

市からの情報提供や相談窓口などについて、障害のある人や事業者等への適切な周知を図るとともに、障害者に必要なソフト・ハード両面における社会によってもたらされる障壁の除去、障害者の自らの意思に基づく投票機会の確保等を促進していく必要があります。

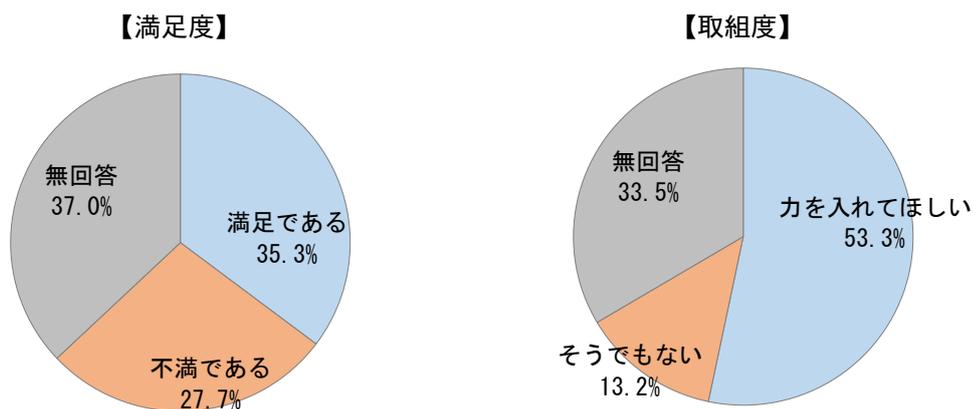
【図 53 相談相手について】



【図 54 本市の取組について（年金・手当の拡充について）】



【図 55 本市の取組について（相談窓口の充実について）】



1 選挙における配慮等

- ア ICTの進展を踏まえた障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- イ 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上
- ウ 障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組の促進
- エ 選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者が投票所に入ることができることの周知
- オ 郵便等による郵便投票制度についての周知
- カ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進
- キ 投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保

2 行政機関における配慮及び障害者理解の促進等

- ア 障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うための必要な環境の整備
- イ 行政窓口に従事する職員に対し、障害者に求められる合理的配慮に関する研修の実施
- ウ 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際の字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供を徹底及び多様な障害の特性に応じた配慮
- エ 障害者を含む全ての市民の利用しやすさに配慮した行政情報の提供の充実及びウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組の促進
- オ 行政情報の提供等について、ICTの利活用も踏まえたアクセシビリティに配慮した情報提供の充実

6 保健・医療の推進



■現状と課題■

【基本的な考え方】

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。また、障害の要因となる疾病等の予防・治療について、早期発見を図るとともに、適切な保健・医療サービスの提供の促進、自立支援医療の給付等により経済的支援を充実する必要があります。精神障害者については、地域で自分らしい暮らしをすることができるよう、入院中の精神障害者の早期退院及び円滑な移行・定着が進むよう、退院前からの切れ目のない支援を行う必要があります。

【本市の取組】

現在、本市では、妊産婦健診、乳幼児及び特定健診等のライフステージに応じた各種健診の実施により、疾病の早期発見、基本的な生活リズム・生活習慣の獲得を促しています。

また、母子相談、発達相談、成人相談やこころの健康相談をはじめとする各種健康相談を実施し、対象者や家族に寄り添った充実した相談体制の構築を図っています。

各種健診後の保健指導においては、必要に応じて医療・障害福祉等の関係機関とも連携を図り、適切な支援への繋ぎを行っています。

障害者が安心して医療を受けることができるために、自立支援医療（育成・更生・精神通院医療）の給付や重度心身障害者医療費助成制度の利用、周知を図っています。

本市には3箇所の精神科医療機関があり、訪問看護ステーションや障害福祉サービスと連携した精神医療が提供されています。

また、精神科に特化した医療機関の無い圏域の精神障害者に対しては、本土の医療機関に通院する費用の一部を助成する独自の取組を行っています。

【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について（図 56）、在宅医療の充実では、「不満である」が 25.3%、「力を入れてほしい」が 46.7%となっています。在宅サービスの充実（図 57）では、「不満である」が 25.8%、「力を入れてほしい」が 47.5%となっています。福祉施設の充実（図 58）では、「不満である」が 32.2%、「力を入れてほしい」が 54.3%となっています。

【今後の方向性】

市民一人当たりの医療費・更生医療費の増加からみても、障害の要因となる疾病（脳卒

中や心筋梗塞、CKD等)の発症予防が重要となることから、生活習慣病の予防に重きを置いた取組を推進する必要があります。

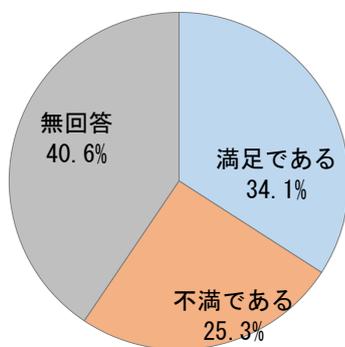
精神に障害を抱える方が、安心して地域移行できるよう、退院前からの障害福祉サービスの提供体制の充実を図ることも重要です。

障害者基幹相談支援センターが軸となり、リハビリテーションに関する最新の情報の収集、保健所と連携した小児慢性特定疾病、難病の方への情報提供体制の充実を図る必要があります。

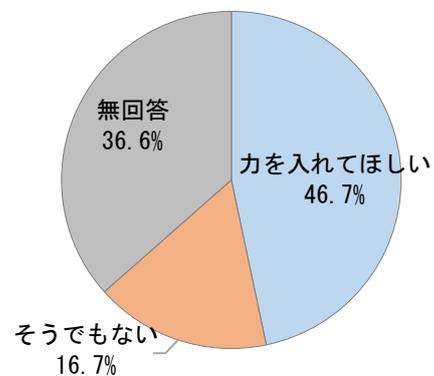
アンケート調査結果

【図56 本市の取組について（在宅医療の充実）】

【満足度】

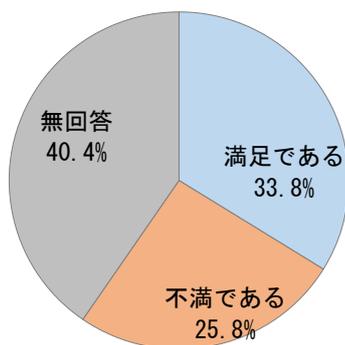


【取組度】

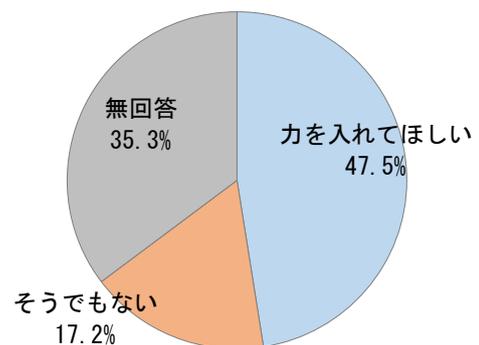


【図57 本市の取組について（在宅サービスの充実）】

【満足度】

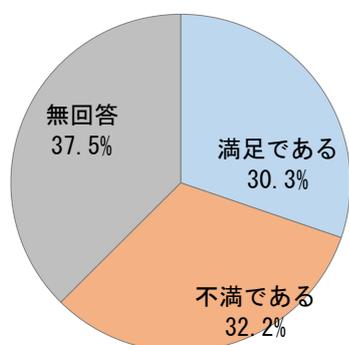


【取組度】

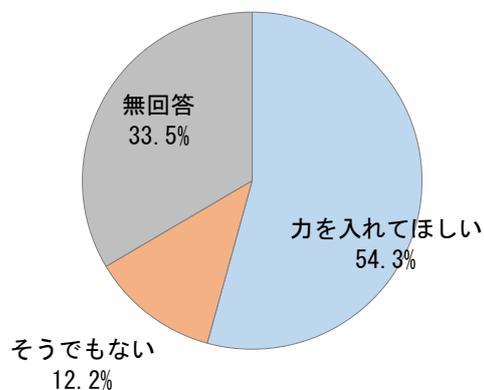


【図 58 本市の取組について（福祉施設の充実）】

【満足度】



【取組度】



■ 計画・施策の方向性 ■

1 保健・医療の充実等

(1) 保健・医療サービス体制の充実

- ア 障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実
- イ 障害に起因して合併しやすい疾患の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対する適切な医療の確保

(2) 情報提供による周知

- ア 精神疾患についての情報提供として、こころの不調・病気に関する説明や各種支援サービスの広報啓発
- イ 自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費（自立支援医療、重度心身障害者医療費）の助成及び周知

(3) 歯科医療における支援

- ア 定期的に歯科検診、歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科医療の情報提供及び歯科保健指導による歯科疾患の予防、口腔の健康の保持・増進

2 精神保健・医療の適切な提供等

(1) 安心して受診できる医療体制の整備

- ア 適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、地域における精神科デイケアを含む精神科医療の周知
- イ 外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種によるアウトリーチ（訪問支援・在宅医療）の充実
- ウ 専門診療科以外の診療科、保健所等、専門診療科との連携を促進
- エ 精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等と相談支援専門員との連携
- オ 精神疾患についての情報提供として、こころの不調・病気に関する説明や各種支援サービスの広報啓発

(2) 相談支援体制の充実

- ア 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立
- イ 各種相談窓口の周知
- ウ 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図り、身近な地域で、必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制の整備

(3) 関係機関との連携強化

- ア 市、保健所、医療機関、教育機関との連携によるライフステージに応じた健康づくりの推進
- イ 保健所における一般医と精神科医のネットワーク（G-P ネット）の機能充実による一般医と精神科医の連携の強化
- ウ 各種相談窓口、医療機関等との連携の強化
- エ 精神障害者の退院前からの切れ目のない支援
- オ 医療保護入院に関する相談や、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する支援

(4) 地域における支援

- ア 当事者、家族、保健、医療、福祉、教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備の推進
- イ 精神障害者の地域への円滑な移行、定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解への促進
- ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備

3 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ア 地域において健康相談等を行う関係職員の資質の向上
- イ 障害者に必要な障害福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携強化
- ウ 困難事例に対応できる専門性の高い相談員の育成及び専門職の確保

4 難病患者に対する支援

- ア 難病患者等に対する障害福祉サービスの周知
- イ 地域で生活する難病患者への日常生活用具給付等事業の拡充
- ウ 日常生活での悩みや不安の解消など、ニーズに応じた相談体制の整備

5 障害の要因となる疾病等の予防・治療

- ア 妊産婦、乳幼児及び児童に対する健診、保健指導、新生児聴覚スクリーニング検査等の適切な実施
- イ 健康診査や保健指導の充実等による、心身の疾病の発生予防、早期発見の推進
- ウ 高血圧等の生活習慣病予防対策、低出生体重児減少に向けた取組、未受診者への受診勧奨及び状況把握
- エ 発達障害に対する理解促進のための普及啓発
- オ 生活習慣病（特に高血圧・肥満）予防に視点を充てた、障害の要因となる疾病（脳血管疾患、心臓疾患、腎臓疾患）の予防
- カ 専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実
- キ こころの健康づくり対策の充実
- ク 乳幼児の心身の成長にかかる知識の向上と保護者への周知
- ケ 障害の早期発見と早期の発達支援を図るため、発達支援の知見と経験を有する専門職の確保

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進



■現状と課題■

【基本的な考え方】

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要ときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る必要があります。そのためには、障害者及び障害のあるこどもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のあるこどもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する、障害福祉人材の育成・確保等に取り組む必要があります。

【本市の取組】

薩摩川内市権利擁護センターでは、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が成年後見人等として活動する「市民後見人」の養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修を実施し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じた権利擁護・成年後見制度の普及啓発を行っています。

障害者の多様な相談窓口としては、障害者基幹相談支援センターを設置し、必要なサービスの提供への繋ぎを含めた支援を行うとともに、薩摩川内市障害者自立支援協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザーに対して研修会や定例会により窓口の周知を行っています。

地域への移行に向けた取組として、市独自に障害福祉分野における医療的ケア児等への訪問介護員育成等事業を実施し、居宅介護事業所への助成制度を実施しています。

障害児への支援については、児童発達支援センターつくし園を中心とした児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等で実施しています。また、本市では、インクルーシブの観点から、令和2年度に巡回支援専門員整備事業を開始し、市内全保育園・幼稚園・認定こども園等への巡回支援により、対象児が地域の園で過ごせるような取組を行うと同時に、療育施設への適切な通所につなげています。

【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、障害福祉サービス等の満足度について（図59）、『満足』（「満足している」+「どちらかといえば満足している」の合計値）が74.7%となっています。

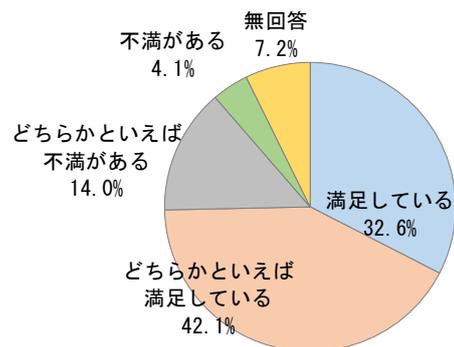
また、障害福祉サービス等をより利用しやすくするための今後の希望について（図 60）、
「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が 39.4%と最も高く、次いで「障
害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」が 33.5%、「利用についての申請や手続
き方法をわかりやすくしてほしい」が 29.0%となっています。

【今後の方向性】

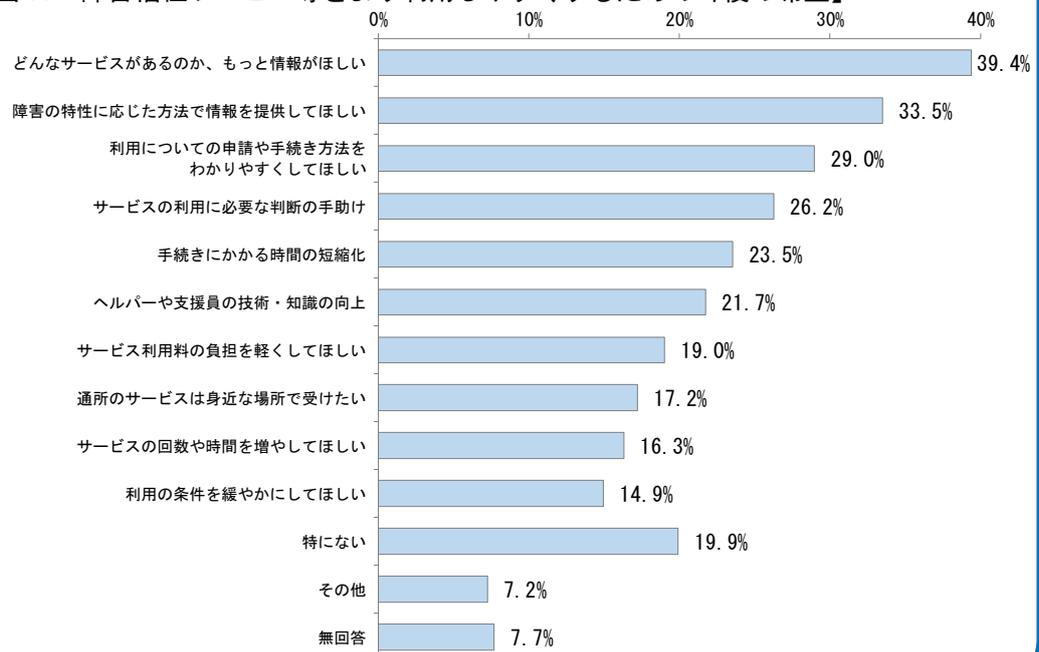
障害者が地域において生活できるよう、各種障害福祉サービスの提供、障害者に寄り
添う相談支援体制の充実を図る必要があります。そのためにも、島嶼部の甑地域をはじ
め、市街地郊外部における障害福祉サービス等の提供体制の整備に取り組む必要があり
ます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの事業の質の向上、児童発達支援
センター等の機能のさらなる充実に努める必要があります。また、成長・発達に課題を抱
えるこどもの急増に伴い、受け皿となる事業所等が不足していることから、各事業所や
関係機関等における連携の強化、発達と障害に関わる職員研修の充実などを推進する必
要があります。

アンケート調査結果

【図 59 障害福祉サービス等の満足度】



【図 60 障害福祉サービス等をより利用しやすくするための今後の希望】



■計画・施策の方向性■

1 意思決定支援の推進

- ア 本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及啓発
- イ 成年後見制度や社会福祉協議会等が行う福祉サービス利用支援事業の利用促進
- ウ 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の活用による同制度の利用に必要な経費の助成
- エ 相談支援専門員、介護支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等の実施
- オ 支援者の意思決定支援の質の向上
- カ 成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の実施

2 相談支援体制の構築

- ア 多様な障害、環境因子等に対応した総合的な相談支援を提供する体制の整備
- イ 事例検討会等による指定特定相談支援事業者への専門性の向上や人材育成による適切かつ的確な予後を含めたプラン作りに向けた取組
- ウ 地域の中核的相談機関である障害者基幹相談支援センターの周知及び利用促進
- エ 発達障害児者やその家族に対する相談支援体制の充実に向け、保健センター、保健所、鹿児島県子ども総合療育センターをはじめ、医療機関等も含めた連携
- オ 高次脳機能障害を有する障害者について、医療機関との連携
- カ 地域で生活する難病患者の日常生活における相談体制の充実
- キ 児童相談所、保健所等の関係機関のネットワークの強化
- ク 介護保険制度への円滑な移行のための相談体制の充実
- ケ 医療的ケア児等コーディネーターの役割の明確化

3 地域移行支援、在宅サービス等の充実

(1) 地域生活への移行支援

- ア 障害者支援施設・医療機関から入所者等の地域移行に向けた支援
- イ 地域移行支援と連動した地域定着支援を活用した移行前からの支援
- ウ 障害者が障害者支援施設等から移行後も地域で継続して生活できるよう、居宅介護サービスの充実
- エ 精神障害者について、医療機関等や地域の連携による地域移行支援の推進

- オ 地域生活支援拠点の展開による、障害の重度化・高齢化にも対応した居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援

(2) 障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等」の提供

- ア 島嶼部の甌地域をはじめ、市街地郊外部における障害福祉サービス等を提供する社会資源の確保
- イ 居宅介護をはじめ、長時間の見守り等も含む重度訪問介護サービスなど訪問系サービスの充実
- ウ 生活介護・就労系サービスなどの日中活動系サービスの充実
- エ 共同生活援助（グループホーム）など、障害者の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保
- オ 障害者の体調の変化・支援者の状況等に応じた一時的に利用することができる社会資源の整備の促進
- カ 事業所等における専門的支援の実施に向けたPT、OT、ST等の配置の推奨
- キ 地域活動支援センターや日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、移動支援事業などの地域生活支援事業の充実
- ク 介護保険制度の共生型サービス等の活用も含め、既存の社会資源を活用したサービス提供体制の確保に向けた取組

4 障害のある子どもに対する支援の充実

(1) 発達障害児等への総合的な生活支援の充実

- ア 「発達障害者支援法」を踏まえ、地域の医療、教育、保健機関との連携による発達障害児への支援の充実
- イ 薩摩川内市障害者自立支援協議会子ども部会による関係機関と連携した支援
- ウ 障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施
- エ 巡回支援専門員整備事業の充実
- オ 現場で支援を行う教員、保育士等を支援する児童発達支援センターを中心とする療育機関の外部支援の強化

(2) 障害児の保護者等に対する支援

- ア 保護者の抱える不安を和らげることができるよう、障害児に関わる療育をはじめ、教育相談や支援等の情報提供と相談窓口の周知
- イ 庁内関係部署、関係機関との連携による乳幼児期から学童期までの切れ目のない相談支援

- ウ 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果や教育・保育施設における集団生活での様子からの障害の早期発見や早期支援に向けた取組
- エ 個別の教育支援計画等の活用による、入学後の児童生徒の状態等を踏まえた本人や保護者に対する教育相談・支援体制の充実
- オ 保護者の不安や悩みを気軽に相談できる機会の創出
- カ 市や保健所、関係機関が情報を共有し随時対応できる相談支援体制の拡充と情報共有の仕組みづくり

(3) 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの提供

- ア インクルーシブの考え方を重視した障害児通所支援の提供
- イ 保育所等訪問支援事業の充実により、高等学校も含め支援を必要とする児童生徒へのサービスの提供
- ウ 支援を必要とする児童生徒が身近な地域で療育を受けられるよう、重症心身障害児・医療的ケア児にも対応した児童発達支援や放課後等デイサービスの社会資源の充実

(4) 児童発達支援センターの機能充実

- ア 障害の多様化、複雑化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、障害児の多様なニーズに対応する機関としての役割を担う「児童発達支援センター」の機能の強化
- イ 児童発達支援センターつくし園を中核とした療育体制の強化

(5) ヤングケアラーにおける支援

- ア 障害者の支援を行うヤングケアラーからの相談対応やこどもを介護力としないための障害福祉サービス等に関する情報提供
- イ ヤングケアラーの早期発見、実態の把握
- ウ 子育て支援ヘルパー派遣事業の活用による対象家族への生活支援

5 障害福祉サービスの質の向上等

- ア 障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、サービス提供事業所等を集めた研修会の開催
- イ 医療的ケアを必要とする障害者が、必要とするサービスや相談員を確保するため、医療的ケア児等コーディネーターの役割の強化
- ウ 高齢化が進む障害者に対し、適切な支援を行うことができるよう、介護保険法に基

づき設置されている地域包括支援センターとの連携、相互のサービスに関する情報の共有

6 障害福祉を支える人材の育成・確保

- ア 地域で活動する各種ボランティアの育成と養成に向けた講習会の開催
- イ 各種ボランティアへの障害者に関する情報発信と情報共有のあり方の検討
- ウ 県や県身体障害者福祉協会など、福祉関係団体との連携によるホームヘルパーやガイドヘルパーの研修及び育成
- エ 手話通訳者・点訳・音訳奉仕員の人材育成確保のための研修会・講習会等の開催の積極的な推進
- オ 令和5年度より訪問系サービスを対象に開始した「障害福祉分野における医療的ケア児等への訪問介護員育成等事業」の実績等を踏まえ、他の障害福祉分野での人材の育成、確保に向けた取組の検証



8 教育の振興



■現状と課題

【基本的な考え方】

市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、「社会モデル²」の考え方を踏まえた上で、可能な限り共に教育を受けることのできる「インクルーシブ教育」を推進する必要があります。

【本市の取組】

本市における令和5年5月現在の特別支援学級の現状は、小学校81学級に402人、中学校29学級に131人が在籍しています。各小・中・義務教育学校においては、これらの児童生徒一人一人について、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた指導を実施しています。また、小中学校においては、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う特別支援教育支援員の増員や、未就学児と小中学生と対象を分けた教育支援説明会の実施、教育委員会における根拠のある就学の判断に努めるなど、適切な就学へのつなぎに努めています。

【アンケート調査結果】

アンケート調査結果では、本市の障害児への教育・保育に関する取組について(図61)、現在の「満足度」では約3割の市民が「不満である」と回答しており、今後積極的に取り組んでほしい「取組度」については約5割の市民が「力を入れてほしい」と回答しています。

【今後の方向性】

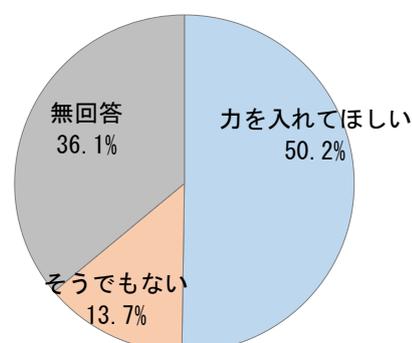
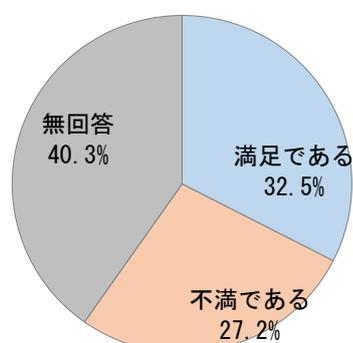
特別な支援が必要な児童生徒は年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。今後、これらの児童生徒に対する学習環境の整備や個々に沿った包括的な支援を充実する必要があります。また、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進する必要があります。

² 「社会モデル」：障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え

【図 61 本市の取組について（障害児への教育・保育）】

【満足度】

【取組度】



■計画・施策の方向性■

1 インクルーシブ教育システム³の推進

(1) 学びの場の確保

- ア 医療的ケアを必要とする児童生徒や長期入院を余儀なくされている児童生徒が教育を受け、他の児童生徒と共に学ぶための機会の確保
- イ 障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実
- ウ 通常の学級、特別支援学級、通級等多様な学びの場の連携の強化

(2) 学校等における支援

- ア 学校における「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」や「移行支援シート」作成への保護者・支援者の参画
- イ 児童生徒の教育的ニーズに応じた指導を受けることのできるインクルーシブ教育システムの整備
- ウ 「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえた、障害のある児童生徒が関わるいじめ等の防止や早期発見等のための適切な支援
- エ 学校間の取組に当たっての体制整備を含む交流及び情報の交換
- オ 障害のある児童生徒の多様なニーズに応じた支援
- カ 特別支援学級のある学校間での情報交換ならびに、更なる推進による適切な教育の充実

³ 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

- キ 校内研修会、管理職研修会等を通じた学校職員への理解の促進
- ク 「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進
- ケ 医療的ケア看護職員の配置やこれらの児童生徒への支援体制の整備に向けた施策の充実

(3) 相談支援

- ア 個々の教育的ニーズに応じた就学教育相談の充実
- イ 本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の活用

2 教育環境の整備

(1) 学校施設等の充実

- ア 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実
- イ 障害のある児童生徒が学校教育を受けるための学校施設等の整備
- ウ 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用
- エ 学校施設のトイレの洋式化をはじめ、バリアフリー化や特別支援学級の教室不足解消に向けた取組等の推進
- オ 特別支援教育支援員の適切な配置と人材確保
- カ 障害のある児童生徒の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実
- キ 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向けたICTを活用した学習機会の確保

(2) 教職員における支援

- ア 教職員一人一人の特別支援教育における専門性の向上を図るための研修の充実
- イ 効率的な就学教育相談の実施や教育支援委員会における根拠のある就学の判断
- ウ 全ての学校における特別支援教育の体制の整備の促進
- エ 特別支援学校教諭等免許状保有率の向上の推進
- オ 児童発達支援センター等との連携による教職員に対する支援体制の確立

(3) 関係機関等との連携強化

- ア 関係課との連携による特別な支援を必要とする児童生徒の情報共有
- イ 関係課の事業実施における学校との連携強化

- ウ 関係機関をネットワーク化するための薩摩川内市障害者自立支援協議会子ども部会の機能強化
- エ 保健・福祉・医療と教育の連携による支援体制の充実

3 生涯を通じた多様な学習活動の充実

(1) 交流教育等の充実

- ア 小・中学校期からの体験を含めた福祉に関する教育の充実
- イ 交流及び共同学習の推進
- ウ 小・中学校等と各種福祉施設との交流機会の充実

(2) 読書環境等の整備

- ア 読書バリアフリー法等を踏まえた、市立図書館、学校図書館等の連携による障害者の読書環境の整備の促進

(3) 多様な学習活動への支援

- ア 学校卒業後も含めて障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う学びの場や機会の確保
- イ 全教育活動を通じた、児童生徒に対する障害についての正しい理解を深めるための多様な学習活動を行う機会の提供・充実
- ウ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による児童生徒の多様な学習・体験活動等の充実

(4) 生涯学習の機会の拡充

- ア 学校教育における道徳教育の場での福祉体験学習の拡充
- イ 障害福祉に関する学習会等の推進
- ウ 各種講座、教室等において開設日や時間等の見直しによる、障害者の参加促進
- エ 公民館及び生涯学習推進機関での障害に関する学習機会の拡充
- オ 生涯学習の拠点施設である地区コミュニティセンターのバリアフリー化
- カ 障害福祉なども視野に入れたまちづくり出前講座の講座メニューの検討

9 雇用・就業、経済的自立の支援



■現状と課題■

【基本的な考え方】

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要になります。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会の確保や就労支援の担い手の育成等を図り、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する必要があります。また、年金や諸手当の給付、経済的負担の軽減等により障害者の安定した生活基盤づくりに向けて支援を行う必要があります。

【本市の取組】

本市においても事業主として、法定雇用率 2.6%（令和 3 年 3 月 1 日～）確保のため、障害者就業・生活支援センターと連携を図り障害者の雇用に努めており、「薩摩川内市人材育成基本方針」に基づき、「障害がある者への公務職場における働く場の提供」及び「職場適応訓練職員の訓練場所」として、軽作業を行うことにより円滑な職場復帰を促す「(仮称) 業務支援センター」を試行的に開始しています。また、鹿児島障害者職業能力開発校や鹿児島障害者職業センター等の情報を広報紙等を通して定期的に掲載しており、障害者の特性に配慮した職業訓練の実施・コミュニケーションスキルの習得等を目的とする入校案内を発信しています。

福祉的就労については、令和 5 年 4 月現在、市内に就労継続支援 A 型が 8 箇所、就労継続支援 B 型が 21 箇所、就労移行支援が 3 箇所、就労定着支援が 1 箇所あり、個の能力・特性に応じた支援を行っています。

【アンケート調査結果】

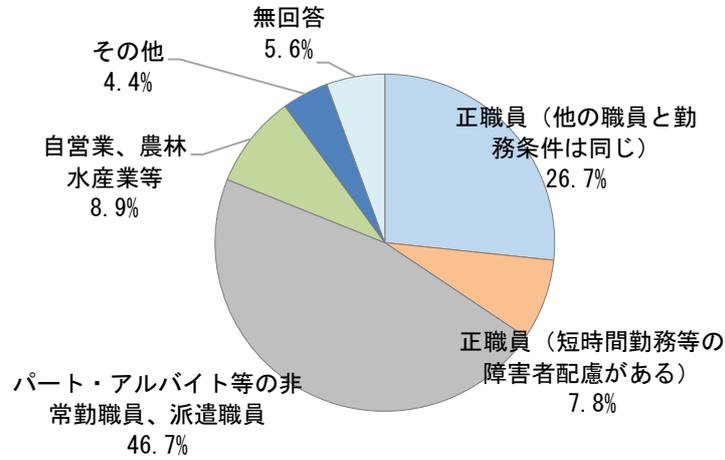
アンケート調査結果では、市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について（図 63）、就労支援の推進では、「不満である」が 30.4%、「力を入れてほしい」が 51.4%となっています。障害者の社会参加の推進（図 64）では、「不満である」が 29.5%、「力を入れてほしい」が 50.1%となっています。

【今後の方向性】

障害のある方々の特性や、その特性に対する理解不足に加え、コロナ禍に起因する雇用状態の悪化もあり、一般企業への就労（移行）は進んでいない現状があります。引き続き、就労移行支援の充実や障害者の働く意欲の醸成を図るとともに、企業などにおける障害や障害者に対する理解と配慮を促すなど、就労と雇用の両面から障害者の一般就労

を促進する必要があります。

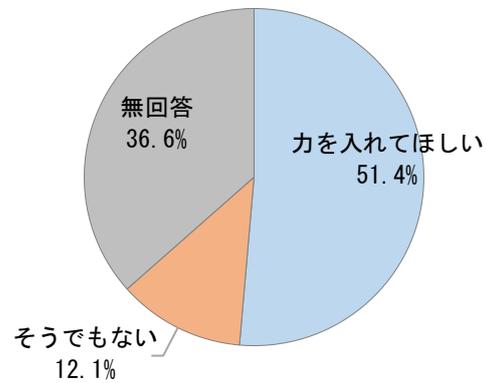
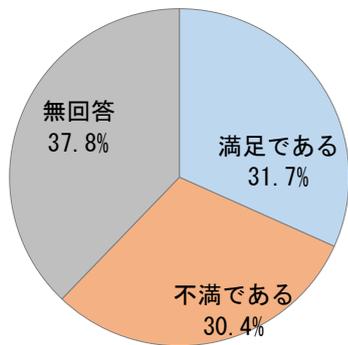
【図 62 勤務形態】



【図 63 本市の取組について（就労支援の推進について）】

【満足度】

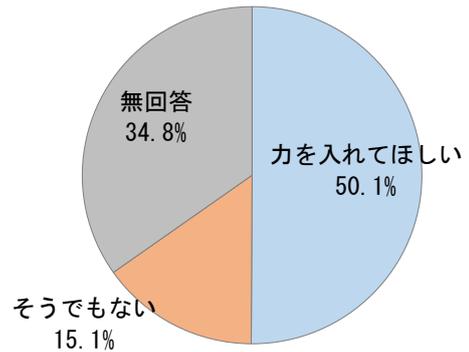
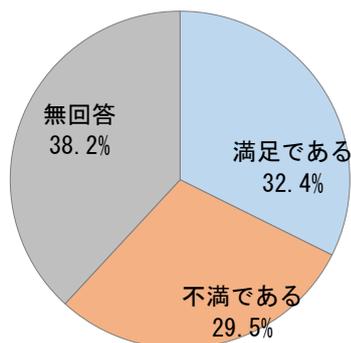
【取組度】



【図 64 本市の取組について（障害者の社会参加の推進について）】

【満足度】

【取組度】



1 総合的な就労支援

(1) 事業所等との連携強化

- ア 福祉、教育、医療等から雇用への推進のため、ハローワークや鹿児島障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関と連携の上、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施
- イ 薩摩川内市障害者自立支援協議会の就労支援部会において事業所間での研修会を開催し、個々の事例から意見交換を実施

(2) 雇用に関する周知

- ア 県やハローワークとの連携による、特定求職者雇用開発助成金等、障害者雇用に関する助成制度の情報発信
- イ ハローワークとの連携による、障害者への職業相談や職業情報、広報活動等の充実
- ウ 障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や市民の理解を高めるための啓発
- エ 鹿児島障害者職業能力開発校への入校等の情報提供による、就業に必要な技能の習得の促進
- オ 障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進
- カ 民間企業に対する雇用拡大への呼びかけや求職者情報の提供など、障害者雇用協力の推進

(3) 就労支援サービスの適切な提供

- ア 一般就労を希望する障害者に対する就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用促進
- イ 継続した一般就労が見込まれる者への就労定着支援事業の関係機関による周知

2 経済的自立の支援

- ア 各種の税制上の優遇措置の周知、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無償化の実施
- イ 障害基礎年金や障害厚生年金制度、各種手当制度等の周知
- ウ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づき、特別障害給付金を支給
- エ 「生活困窮者自立支援法」に基づく支援制度の周知による経済的自立の支援

3 障害者雇用の促進

- ア 障害者雇用促進法に基づく一般企業における障害者雇用の促進
- イ 薩摩川内市役所の法定雇用率確保のため、さまざまな就業機会の情報提供及び障害者が働きやすい環境の整備と雇用拡大
- ウ 一般企業等において、障害者が長期雇用できるよう、企業内での障害理解にかかる取組を関係者での情報共有を推進
- エ 障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を実施

4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ア 短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備
- イ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市内の障害者就労支援事業所等からの優先調達の推進
- ウ 障害者就労継続支援事業所における、農業分野での就労支援（農福連携の取組）の推進
- エ ハローワーク、特別支援学校、障害者職業能力開発校等と障害者基幹相談支援センターの連携による切れ目のない支援

5 一般就労が困難な障害者に対する支援

- ア 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援事業所における工賃の向上に向けた取組を推進
- イ 就労支援事業所における自社製品の開発の推奨、仕事の確保と収入向上への支援
- ウ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市内の障害者就労施設等からの優先調達
- エ 就労移行支援事業所での作業や、企業における実習等を通じた「就労移行支援事業」の活用促進

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興



■現状と課題■

【基本的な考え方】

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する必要があります。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会を提供し、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めていく必要があります。

【本市の取組】

本市では、障害者団体が総会、情報交換会、健康増進活動、レクリエーション活動等を目的として市内公共施設を利用する際の施設使用料について平成30年度より一律免除しており、障害者団体の社会参加の促進を図っています。また、地区コミュニティセンターのバリアフリー化により、障害者の各種講座等への参加促進、受け入れ体制の整備を行っています。

障害者スポーツ・レクリエーションにおける取組については、令和元年度に市内法人からの寄付金をもとに車椅子利用者にも対応した卓球台、ボッチャ用品一式、フロアカーリング等を購入し、障害者を含めニュースポーツの普及を図っており、令和2年度には、これらの用具を活用したスポーツ教室を行っています。

【アンケート調査結果】

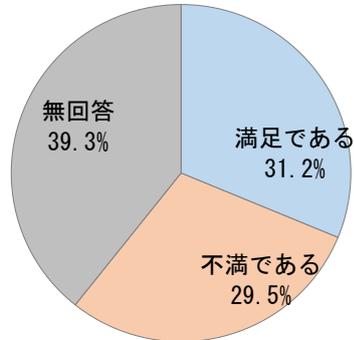
アンケート調査結果では、市の取組における現在の「満足度」と今後積極的に取り組んでほしい「取組度」について（図 65）、交流の場の確保では、「不満である」が29.5%、「力を入れてほしい」が46.7%となっています。

【今後の方向性】

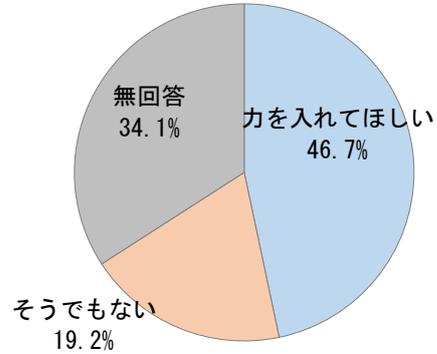
障害者がより文化的で豊かな生活を送ることができるよう、新しい生活様式にも対応しながら、地域での学習、文化・スポーツ・芸術などの様々な活動に参加しやすい環境づくりと交流の場の確保に向けた取組を推進する必要があります。

【図 65 本市の取組について（交流の場の確保）】

【満足度】



【取組度】



■ 計画・施策の方向性 ■

1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

- ア 障害者が参加しやすい文化教室や各種講座の検討
- イ 障害者個人及びグループが行う自主的な文化活動の支援
- ウ 地区コミュニティセンターのトイレのバリアフリー化などハード面の整備
- エ 文化活動を行う公共施設の整備のほか、地域生活支援事業の文化芸術活動の振興事業も活用した障害者の主体的な参加の検討
- オ 障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備
- カ 障害者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等への取組
- キ 障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくり
- ク こどもたちの文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供
- ケ 障害者の交流、余暇活動等に資するための各種レクリエーション教室等の開催
- コ 地域の文化施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進及び文化施設へのアクセシビリティ向上のための支援

2 スポーツに親しめる環境の整備及び障害者スポーツの普及拡大

(1) スポーツに親しめる環境の整備、障害者スポーツの推進

- ア 各種大会等へ参加しやすい環境の整備
- イ 障害者の健康増進と市民との交流促進
- ウ 県障害者スポーツ大会への積極的な参加啓発
- エ 障害者団体や障害者スポーツ団体の施設優先予約、施設利用料の減免
- オ 障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援
- カ 障害の有無に関わらず共にスポーツを楽しめる場の創出
- キ サン・アビリティーズ川内の活用による、スポーツ・レクリエーション教室の充実

(2) 指導員の養成

- ア 障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進
- イ スポーツ教室においてハートピアかごしまと連携した競技種目の充実
- ウ ハートピアかごしまで開催される障害者スポーツ指導員養成講習会等の情報提供・周知



第5章 計画の推進体制

第1節 計画推進に向けて

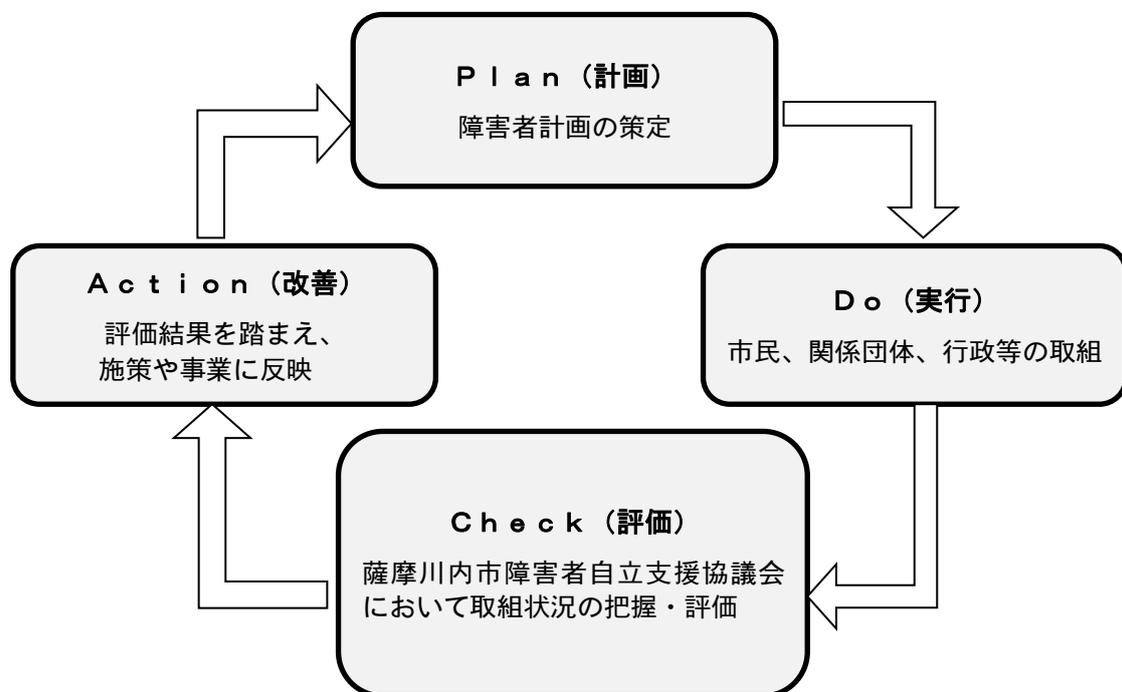
1 推進体制

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、雇用等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに薩摩川内市障害者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図ります。

2 計画の評価・管理

本計画の推進に当たっては、薩摩川内市障害者計画策定委員会及び薩摩川内市障害者自立支援協議会において、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施を図ります。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、必要に応じて計画の見直し等を実施していきます。



資料編

1 薩摩川内市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づき、また、国の「障害者基本計画」及び「鹿児島県障害者計画」を基本として、薩摩川内市の障害者福祉行政運営の基本となる「薩摩川内市障害者計画」を策定するため、薩摩川内市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、障害者計画を作成し、市長に報告する。

- (1) 障害者計画案策定の基本方針
- (2) 障害者計画案の作成
- (3) 前各号に掲げるほか、障害者計画案の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会が障害者計画を市長に報告した日の翌日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 第4期薩摩川内市障害者計画策定委員会委員名簿

番号	推薦機関・団体等	委員	職名等
1	鹿児島純心大学	ななかわ しょういち 七川 正一	看護学科長
2	川内公共職業安定所	きよふじ ともし 清藤 朋子	所長
3	薩摩川内警察署	しげひさ なると 重久 成人	署長
4	川薩保健所	いわまつ よういち 岩松 洋一	所長
5	薩摩川内市社会福祉協議会	こばる まさひこ 小原 雅彦	事務局長
6	串木野特別支援学校	えのもと ひろし 榎本 博	校長
7	川内市医師会	ひさどめ としひろ 久留 敏弘	会長
8		いわかわ しゅんじ 岩川 俊二	副会長
9	薩摩郡医師会	かみの きみひろ 神野 公宏	院長
10	障害者支援施設 亀山苑	なかがわ きよし 中川 清	常務理事
11	麦の芽福祉会	ふくもと たくみ 福元 巧	理事
12	ファミリーHP 薩摩	いしはら ちあき 石原 ちあき	部長代理
13	薩摩川内市身体障害者協会	わだ いわお 和田 岩男	会長
14	川薩地区ろうあ協会	ふくもと こういち 福元 幸一	会長
15	薩摩川内市手をつなぐ育成会	かわじ せつこ 川路 攝子	会長
16	薩摩川内市精神保健福祉促進の会	かわばた としこ 川畑 俊子	理事長
17	薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会	あおざき まさみ 青崎 昌己	副会長
18	薩摩川内市コミュニティ協議会	あかさき ひろき 赤崎 弘熙	会長
19		くらもと しげき 藏元 茂樹	甌地域代表

薩摩川内市障害者計画（第4期）

令和6年度～令和10年度

- 発行年月日 令和6年3月
- 発行 行 鹿児島県 薩摩川内市
- 編集 集 薩摩川内市 障害福祉課
〒895-8650
鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL：0996-23-5111
-

